

平成26年加美町議会第3回定例会会議録第1号

平成26年9月16日（火曜日）

出席議員（20名）

1 番	木 村 哲 夫 君	2 番	早 坂 伊佐雄 君
3 番	早 坂 忠 幸 君	4 番	猪 股 俊 一 君
5 番	伊 藤 信 行 君	6 番	伊 藤 淳 君
7 番	伊 藤 由 子 君	8 番	高 橋 聡 輔 君
9 番	一 條 寛 君	10 番	三 浦 進 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	工 藤 清 悦 君
13 番	米 木 正 二 君	14 番	三 浦 英 典 君
15 番	一 條 光 君	16 番	高 橋 源 吉 君
17 番	味 上 庄一郎 君	18 番	三 浦 又 英 君
19 番	佐 藤 善 一 君	20 番	下 山 孝 雄 君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	猪 股 洋 文 君
副 町 長	吉 田 恵 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高 橋 啓 君
会計管理者兼課長	鈴 木 裕 君
危機管理室長	熊 谷 和 寿 君
企画財政課長	高 橋 洋 君
協働のまちづくり推進課長	今 野 伸 悦 君
町 民 課 長	小 川 哲 夫 君

税 務 課 長	伊 藤 裕 君
特別徴収対策室長	藤 原 誠 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
森林整備対策室長	長 沼 哲 君
農業振興対策室長	今 野 仁 一 君
商 工 観 光 課 長	遠 藤 肇 君
企業立地推進室長	三 浦 守 男 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保 健 福 祉 課 長	下 山 茂 君
子育て支援室長	佐 藤 敬 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	猪 股 和 代 君
上 下 水 道 課 長	田 中 正 志 君
小 野 田 支 所 長	早 坂 安 美 君
宮 崎 支 所 長	早 坂 雄 幸 君
総 務 課 長 補 佐	川 熊 裕 二 君
教 育 長	早 坂 家 一 君
教 育 総 務 課 長	小 山 弘 君
生 涯 学 習 課 長	猪 股 清 信 君
農業委員会事務局長	工 藤 義 則 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	二 瓶 栄 悦 君
次 長	浅 野 仁 君
主 幹	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

会議に先立ちまして、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

本議会はクールビズ対応のため、今会期中はノーネクタイとし、上着の脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は19名であります。6番伊藤 淳君より遅参届が出ております。定足数に達しておりますので、これより平成26年加美町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、18三浦又英君、19番佐藤善一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（下山孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会からの答申がありましてとおり、本日から9月24日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、本定例会の会期は9月24日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（下山孝雄君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、9番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 一條 寛君 登壇〕

○9番（一條 寛君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、初めに集中豪雨による被害についてお伺いいたします。

この夏、甚大なる被害が発生した広島での土石流災害を初め、全国各地で河川の氾濫等による浸水被害などの集中豪雨による災害が多発いたしました。被害に遭われました皆様には、心からお見舞いと一日も早い復興を願うものであります。

さて、この夏我が町でも何回かの集中豪雨があり、それにより災害及び被害の発生があったと聞いております。まず、発生状況をお伺いいたします。

また、土砂災害や河川の氾濫等による浸水被害などが予想される箇所と、住民への周知状況についてお伺いします。

また、集中豪雨が予想され、災害発生の危険が予想される状況になったとき、住民の安全を確保するためにとられている対応についてもお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。よろしくお願いします。

ただいま、一條 寛議員から集中豪雨についてのご質問がありました。

ことしの8月、大変これは異常気象でありまして、西日本を中心に記録的な豪雨となりました。西日本太平洋側の降雨量は、1946年の統計開始以来最も多い記録となりまして、降水量平均比で301%ということであります。本町におきましても、8月中幾度となく大雨警報等が発令され、その都度警戒配備体制をとって対応に当たったところであります。具体の状況、幸いにして加美町は大きな被害はありませんでした。後ほど具体的なところについては危機管理室のほうから答弁させていただきたいと思っております。

この集中豪雨による被害の予測、土砂災害、河川の氾濫の危険箇所についてお答えをしたいと思いますのですが、6月に加美町で洪水ハザードマップ、加美町防災マップという形で町内全世帯に配布をしたところであります。このマップは、町内の航空写真をベースにしまして浸水想定区域を着色したほか、土砂災害警戒区域や洪水予報等の伝達方法、避難場所、そして防災情報を記載したところであります。このハザードマップにおけます浸水想定区域につきましては、100年に1回の大雨による河川の氾濫というものを想定をしたシミュレーションになっております。人的被害を防ぐということが主な目的になっております。

このマップを見ていただきますとおわかりになりますが、鳴瀬川及び田川兩岸の低い農地等

のほか、一般住宅地では鳴瀬川と田川に挟まれました宮崎の米泉高田地区、ここはなかなか水が抜けるところもないものですから、ここの一部、高田地区とかあるいは下野目の一部、そして中新田地区では四日市場の沖、それから下新田の上、下、雑式目、平柳、下狼塚、こういったところが外水氾濫、内水氾濫による浸水箇所ということになっております。先ほど申し上げた高田部落、高田地区、そして平柳、下新田地区におきましては、2メートルから5メートル未満の浸水が想定されますので、いざといったときには住宅の2階以上に避難をすることが必要となっております。この地区につきましては、自主防災組織と関連機関が連携しまして、防災マップを活用した防災教育、それから実践的な避難訓練、こういったものが必要だというふうに考えておるところであります。

次に、土砂災害の危険箇所についてであります。この土砂災害の危険箇所は、土砂災害警戒区域、イエローゾーンと言っております、それから土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンというものに分かれておるところであります。加美町の土砂災害危険箇所は、土石流危険箇所が23カ所、急傾斜地11カ所、地すべり4カ所、合計38カ所存在しております。これらの危険箇所の警戒区域等の指定については、県では昨年度に地元説明会を開き、さらに町の意見も踏まえまして、土石流の土石災害警戒区域として小野田地区7カ所、北鹿原1カ所、漆沢4カ所、門沢2カ所、そして宮崎地区は5カ所、西川北3カ所、東川北麓が2カ所と、計12カ所を県のほうで指定しております。町としましては、制度の周知それから避難体制の周知、こういったものを図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

次に、危険箇所における防災対策と災害時における住民の安全確保についてご説明申し上げたいと思っています。

やはり、町の防災計画では、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるときは、速やかに避難の勧告または指示を行い、避難所を開設して管理運営に当たることとしております。まずは、住民に対する的確な情報の伝達というものが大事だろうというふうに思っております。町としましては、以上のような方法で万が一の場合には的確な情報を伝達することとしております。1つは、町の広報車及び消防機関、警察等の広報車による周知伝達。2点目としまして、防災行政無線による伝達。3点目、サイレン、鐘等による伝達周知。4番目としまして、電話等による伝達周知。この電話につきましては、災害時における町と避難所との通信手段として、NTTさんのご協力をいただきまして、特設公衆電話を昨年度設置しておるところであります。また、無線につきましては、現在町と行政区、自主防災組織との情報伝達手段として、携帯無線機の導入を予定しているところでもあります。そのほか、消防団員による戸別訪問、あるいは

ラジオ、今おおさきエフエムとは契約を結んでおりますので、月に1回加美町の観光情報などを、私も直接行ってお流しをしているところではありますが、災害時にはそれが災害FMとなって災害情報も流していただくということになっておりますので、ラジオを通しての周知ということも予定をしているところでもあります。

いずれにいたしましても、このゲリラ豪雨については、かなり局地的に発生するものですね。この連休中も、おかげさまで薬葉は大変な好天に恵まれたわけですが、仙台はジャズフェスも大分雨にたたられたということでもありますので、かなり予測困難な状況になっているわけでもあります。いずれにいたしましても、町としましても情報を入手し、消防署とか警察署と、そういったところとも連携をとりながら、町民の皆さんが、万が一の場合速やかに避難ができるように避難先の周知を徹底するとともに、避難先それから避難経路の再確認などを行う自主防災組織をもとにした自主防災意識、こういったものを高めていく必要があるというふうに考えているところでもあります。今後ともさまざまな他の事例なども研究しながら、万全の体制をとっていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） おはようございます。

先ほどご質問をいただきました、8月の災害の状況等についてご説明を申し上げます。

8月につきましては、ご案内のとおり幾度となく警報が発令されまして、その対応に当たってきたわけでございますけれども、被害の状況を報告しますと、まず8月7日の大雨につきましては、特に小野田支所管内が大分雨が降ったということでございまして、町道等の路面洗掘がございました。それから、一部県道小野田三本木線、月崎の付近ですけれども、土砂崩れがありまして、土砂撤去に伴う一時通行止めをしたようでございます。

それから、8月8日でございますけれども、これも大雨による警報発令で、雨が降りました。これは、逆に今度は宮崎支所管内の町道2路線で土砂崩れ、路肩崩壊等々による災害が発生してございます。それから、この日、鳥屋ヶ崎という集落でございますけれども、落雷によりまして一般家庭の電化製品が壊れたというような情報も入ってございます。

それから、8月10日の台風11号の関係でございますけれども、これは中新田地区におきましては農道の路面が洗掘されたと。それから、農道に接続する耕作道路のほうもちょっと洗掘されたというような状況でございます。さらに、これは旭地区で停電が発生してございまして、160戸余りが停電、時間的には1時間半程度でございますけれども、そういった状況でございます。

なお、この災害に対する復旧でございますけれども、あすの予定でございますが、一般会計補正予算のほうで予算のほうを計上させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） では、何点かちょっと確認させていただきたいと思います。

今防災マップが全戸配布されて、一応災害の危険箇所が周知されているということでありましたけれども、マップ以外により危険なところといたしますか、住民に対する集まっていたいでの周知徹底とか、その辺はされておられるのかどうか、まずお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをさせていただきます。

先ほど町長のほうから、土砂災害等々の危険箇所というお話を申し上げましたが、これは国交省の要領等によりまして、県のほうで現地に行って調査をするなり、地形図等々で判断をして危険箇所を指定するわけでございますけれども、その中でも特に危険な箇所ということで、土砂災害警戒地域といったものを県のほうで新たに指定をするということになってございます。この指定に際しましては、県が主催となって行っているわけでございますけれども、地元、その対象者の方々に通知を出して、1カ所にお集まりをいただいて説明をしているという状況でございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 土砂関係の危険箇所が38カ所あるということで、県が指定しているのが12カ所ということでありますけれども、今県の指定がかなりおくられているということで、いろいろ批判というかそういう声もありましたけれども、今県は急いで新たな危険箇所を指定するような考えがあるようですけれども、この残っている26カ所も県の調査とか何か今後される予定というか、そういう情報はあるのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 県の指定状況でございますけれども、県内土砂危険箇所といたしまして8,482カ所ございます。そのうち、現在まで指定を終えている箇所は1,220カ所ということで、指定率からしますと14%という状況でございます。ちなみに、国のほうでございますけれども、国は危険箇所約52万カ所ございます。そのうち、指定が35万カ所ということで68%の指定率ということになってございます。県のほうでも、地震の関係、復興の関係で大分おくられているという状況にあるのかなと思っておりますが、今回の広島県の災害あるいは四国

等々の災害を踏まえまして、早急にその辺を調査を入るというような情報も入っておりますので、なお町からも調査入っていただくように要請をしていきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） これは、県のほうから指定された場合、この辺の災害防止のための工事とかはどこうなるようになる、県にしていいただけるのか、個人のものであれば個人がしなければいけないのか、この辺の防止対策についてはどのようなことになっているのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

一般的には、急傾斜等の対策の工事に関しますと、所有者、管理者、占有者というふうな被害を受けるおそれのある方がそれを施工するということになっていきますけれども、それが困難な場合、それが不適當な場合については県が施工するという事業があります。また、その場合は受益者の負担金10%、そういった負担がかけられる工事もあります。そのほかに、通常の防災事業という国で行う事業なんですけれども、それも採択基準がありまして、その被害戸数が50戸以上とか、大規模な住宅、団地に施す事業等があります。ただ、加美町に危険箇所とかそういう箇所該当されませんので、こういった事業はちょっと困難かと思われます。

また、そのほかに個人が移転を行う事業に対しても補助事業がありますけれども、そういった、その移転費用とか土地の購入費用とかという、ある程度の限度額を設けてやっている事業があります。そういった事業にも所有者の理解がないとなかなかできない事業がありますけれども、そういった該当のある地域に関してはそういった情報も提供して、事業の推進を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 災害の発生が予想されるような集中豪雨の情報とかは、どのように気象庁とか県からは提供されているのかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをさせていただきます。

まず、ある程度の基準の雨量になりますと警報が発令されます。この辺ですと、西部大崎という形で警報が発令されるわけでございますけれども、今気象庁では大分その予測といえますか、そういったものが大分向上してございまして、2時間後、3時間後の雨量を解析いたしまして、この地域がかなり危ないよというふうな状況判断されれば、土砂災害警戒情報といった

ものが私のほうに気象庁あるいは県のほうから送られてきます。それをもとに、町長が避難勧告あるいは避難指示を出す際の判断資料という材料になるものでございますが、そういったもので一応情報が送られてくるということでございます。なお、それに伴って、町としましてはその警戒区域に指定されている皆さんに対して、先ほど申し上げたような周知方法で避難なりなんなりといった段取りになるかと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） あと、さっきの室長の答弁の中で、城生前田地区の雨水被害というか、被害と言えるほどではなかったのかもわからないですけれども、情報によると一部床下ぐらまで来たというような話も聞きますけれども、あの箇所については下水道事業で雨水排水対策事業がやられる予定になっていたと思うんですけれども、この辺の進捗状況と、いつごろそれが完成するのか、完了するのか、その辺伺います。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えしたいと思います。

城生前田地区の雨水計画につきましては、現在基本計画の見直し、それから事業認可のため県と現在協議中であります。県と協議が整い次第に申請を行う予定で、認可は予定では10月末を予定しております。それで、事業認可がおり次第実施設計を行って、年度内に実施設計を行いまして、平成27年度から工事に着手したいというふうに考えております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 災害は忘れたころにやってくると言われますけれども、過去においても加美町においても大きな被害をもたらした災害もあったと思うんですけれども、その辺の記録とかそれを継承することも、後世の人たちにも伝えることも大事だと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをさせていただきます。

私も、合併以前の状況というのは詳しく承知していないわけでございますけれども、平成13年に、私たまたま合併協議会に出向しておった際に、台風等々によりまして羽場前から上狼塚、あの辺まで浸水したというような記憶はございますけれども、それ以前の、ちょっと私は把握はしていないんですが、平成7年ごろにも台風によりまして菜切谷溜池ですか、あの辺が一部決壊をしたというようなお話は聞いておりますけれども、それ以前のちょっと情報は今持ち合わせていないという状況でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） しっかり災害防止のための施策をきちんと推進いただきたいことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、体力づくりについてお伺いします。

健康寿命の延伸を阻むものとしては、生活習慣病と言われる糖尿病、高血圧、高脂肪症、認知症などの主な発症の原因となる内臓脂肪症候群、メタボと、骨折や関節の病気、筋力の低下、バランス能力の低下によって歩く機能が低下する運動器症候群、ロコモと言われております。日常生活の活動量や運動量を習慣化することで、この2つを予防することになると言われております。また、子供たちのメタボ化や体力の低下も進んでいると言われております。そこで、より多くの町民が生涯にわたって体を動かし、スポーツに親しみ、体力づくりができる環境の整備が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 体力づくりへの環境整備というご質問でありました。まさに大変重要な課題の一つであります。加美町としまして、大きな政策の柱の一つに健幸社会の実現と、健やかで幸せに過ごせる社会をつくっていかうということを掲げているわけでありました。その中で、やはりこの運動習慣をつけるということが非常に大事だというふうに考えておるところであります。

加美町としても、さまざまな方策を展開しているところであります。行政区を対象とした事業といたしまして、住民の方々に日常生活に運動を取り入れていただくために、健康教室を開催しております。昨年度は20行政区、中新田地区6行政区、小野田6行政区、宮崎8行政区で開催をいたしました。また、保健推進員を対象としました正しいウォーキングの仕方についての研修会も実施をしたところであります。保健推進員を通して、地域の方々にぜひこれを広めていただきたいというふうに考えております。また、中新田地区と宮崎地区のウォーキングマップ、これをつくりまして、毎戸に配布をしたところであります。地域ぐるみでぜひウォーキングを推進してほしいというふうに思っております。

また、食生活改善ということも非常に重要でありますので、食生活改善推進員の方々に、食生活の改善活動に加えて運動に関する普及啓発にも取り組んでいただけるようお願いをしております。また、ロコモティブ症候群予防のための運動普及、それから11行政区のミニデイスサービスにおいて運動指導、こういったものも食生活改善員の方々に指導していただいている、実施をしていただいているところであります。

また、町民の運動に対する意識の醸成ということにも取り組んでございます。体育協会との共催で開催しています健康の集い、スポーツ講演会はことしで3年を迎えまして、今年度につきましては418人の来場者がありました。また、今年度から実施している事業としまして元気わくわくポイントというものがあります。生活習慣病の予防、健康寿命の延伸対策の一つでもあります。第1回目の抽選会を7月末に行いまして、応募者の50ポイント以上たまった方が回収箱に入れていただいて抽選をすると、そして当たった方には1,000円の地域商品券を差し上げるというものでありますけれども、大分楽しく日常生活に運動を取り入れているという方が多く見られました。今後、ますますこの参加者がふえていくことを期待したいと思っております。

また、特定健診におきまして、生活習慣病のハイリスク者に対しまして個別指導を行うとともに、集団指導の場面ではウォーターパークの活用、これによる水中運動教室、ウォーキング教室なども実施をしているところであります。その後、体育館で実施しているフィットネスに参加している方々もいらっしゃるというふうに聞いております。

また、地域包括支援センターのほうでは、高齢者の介護予防事業としてウォーターパークやゆ〜らんの施設を活用した水中運動教室、それから筋力アップの教室を開催しているところであります。また、健康づくり運動サポーターの養成と育成に取り組んでおりまして、転倒予防自主会やミニデイサービス、町内のデイサービスセンターにおいて運動指導を積極的に行っているところであります。

加美町は大変自然に恵まれておりますので、ぜひ、私も今、朝犬を連れてウォーキングをしておりますけれども、そういった日常的にスポーツ、運動を生活に取り入れていくというこの啓発活動、あるいはそのためのさまざまな仕組みづくり、それから健康教室、こういったものを今後とも一層進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） おはようございます。教育長の早坂家一と申します。初議会で大分緊張しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速体力づくりへの環境整備についてお答えをします。

一條 寛議員におかれましては、昨年9月の議会におきましても、健康マイレージの導入についてご質問いただきました。町では、健やかで幸せと表記します健幸社会の実現を3つの柱の1つに掲げ、元気わくわくポイント事業、それから保健推進員作成によるウォーキングマップなど、保健福祉課を中心に実現に向けて進めております。

生涯学習の部門としましては、真新しい事業の取り組みはまだできておりません。そこで、継続的に進めておりますスポーツ振興策への参加を広く求めているところであります。平成21年に策定いたしました加美町スポーツ振興基本計画、これも10カ年の中間地点となっております。計画の柱であります週1回のスポーツ実施率50%、これを目指して振興を図っておるところであります。

ハード面でのスポーツ環境を見ますと、競技スポーツに対しましては、陶芸の里スポーツ公園を初め3地区には体育館、グラウンド、それにあゆの里公園があり、他の自治体と比べても数段充実しているものと思っております。

次に、ソフト面であります。社会人の運動、スポーツを見ますと3つに分類できますようです。1つ目は、野球やバレーボールなど勝利を目指す競技スポーツ、2つ目として、自分の健康を考え定期的に行うパークゴルフやウォーキング、そのような汗を流す健康スポーツ、3つ目が、運動会やスポーツ大会などに参加するイベントスポーツであります。生涯学習課や体育協会が主体となって行っているものは、イベントスポーツに当たると思います。誰もが参加できる事業の代表的なものに、体協と保健福祉課の共催で開催しました健康の集いスポーツ講演会、これでは体操などの運動が健康維持には欠かせないものであるということの意識づけを図っております。

そのほかに、毎年6月の第1週にチャレンジウイークを開催しております。行政区長さんとスポーツ普及員とりまとめ、それから行政区単位での参加、これらをお願いしているほか、事業所や体育協会加盟団体、スポーツ少年団、そして学校やこども園など町内全域にわたる参加をお願いしております。しかし、一番身近であります行政区の参加率は79行政区中34行政区と、半分にも届いていないのが現状であります。これを課題として、解決に向けて検討してまいりたいと思っております。

それから、体力づくりとは言えませんが、農作業にいそしみ汗を流す作業も健康にはよいものと考えます。まずは体を動かすための意識改革、これが体力づくりの環境整備の重要な要素の一つと考えています。まずは、町民が健康を維持していくため、スポーツまたは運動の必要性を意識してもらえよう、保健福祉課と一緒に進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 運動したいという欲求は、休みたいとか栄養をとりたいという欲求に比べかなり低いと言われております。一人でいてはなかなか運動はしないというのが現状という

か状況だと思います。そこで、その低い欲求をどう高めていくかというそんな中で、やっぱり「赤信号、みんなで渡れば恐くない」ではありませんけれども、運動も仲間とみんなでやることによって続けられるのではないかと思います。いろいろ町として啓発活動は盛んにやっていただいておりますけれども、もう一步やっぱり必要に迫られなければやらないということではなくて、運動したい、だけれどもなかなか踏み出せないというふうな町民の背中を一步押すような仕組みづくり、町長もさっき仕組みづくりも考えるとありましたけれども、何かもう一步こんな仕組みづくりを考える必要があるのではないかと思います。

その中で、私もよく勉強していないのでわかりませんが、総合型地域スポーツクラブというのは、かなりそんなのに役に立つのかなというふうに思いますけれども、この加美町においては中新田地区にはスポーツクラブがあるとは思いますが、小野田、宮崎にはまだないという、この辺のスポーツクラブの設立というか、それに向けての取り組みとか、スポーツクラブの役目とか意義とかということについてどのようにお考えか伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 確かに何でもそうですけれども、自主的になさる方々というのは、これは心配ないんです。なかなか多くの方は一步踏み出せない、一人ではなかなかスタートできないという方が大勢いらっしゃるんだと思います。そういった意味から、今回元気わくわくポイントというものをつくりました。まだこれは周知されておきませんので、徐々に周知されていけば参加する方々もふえていくだろうと。これをきっかけに運動習慣を身につけるという方もふえていくのだろうと。実は、私自身もその一人でございまして、元気わくわくポイントが始まってから、やっぱりこれで運動習慣をつけなくてはならないなということで始めています。日付をつけるだけで、何となく励みが出るということがありますね。ですから、これをもっと周知をしていきたいというふうに思っています。

それから、加美町はおかげさまでパークゴルフ場が2つありまして、私はこれは非常に健康増進に寄与しているだろうというふうに思っています。筑波大学の久野先生によりますと、日常の歩数から1歩歩数をふやせば、それだけで0.061円医療費が下がると、もちろんその方の健康が増進されるということではありますが、ですから私はそれも大変寄与しているのだろうと思っております。

それから、もう一つ、このまちづくりそのものを私は見直していく必要があると思っているんです。いわゆるコンパクトシティという言葉がありますが、これは平たく言えば歩いて用事が足せると、あるいは歩くことが楽しみになるよう町、ついつい歩かされてしまう町、こん

なまちづくりをぜひ進めていきたいと思っております。今年度初めて音楽フェスティバルというものをやりました。中新田そして小野田では先週の土曜日、これまでナイトバザールとタイアップした形でありましたが、かなり人が出ました。やっぱり、見ていますと会場が点在していますから歩くわけですね。そして、時々どこかに寄ってちょっと食べたりとか、ですから自然とこれは歩かされてしまうということなわけです。こんなものをできれば定期的に、年に1回ではなく定期的にすることによって、今まで家にいてごろごろしていた方が、あるいは町に繰り出して商店街を歩くと、そしてそこではお金も循環すると、そんな取り組みを通して知らず知らずのうちに歩いてしまうというふうなまちづくり、こんなものも進めていきたいというふうに思っておるところであります。

また、地域総合型スポーツクラブについては、生涯学習課のほうから回答させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えいたします。

総合型地域スポーツクラブの現在の進捗状況でございますが、2年ほど前からスポーツ推進委員会を中心に設立準備委員会の設立に向け進めているところではございます。今月9日に宮城県体育協会に依頼しまして、その研修会を行っております。大阪からスポーツクラブを实践されている講師をお呼びしまして、その話を聞いて、地域にはそういうスポーツクラブは必要ではあるが、必ずしもみんなが参加しなくてもよいと、まずは好きな人たちから始めなさいと、いわゆる最初から大風呂敷を広げないで、まずは好きな人たちから集めて、それでこつこつと仲間を集めろということでございます。いずれにしても、スポーツクラブでございますのでみんなで参加する、ただその参加が趣味が合う、そういうものがないとどうしても長続きはしないとのことです。

それで、国が定義していますスポーツの中に、私も驚いたんですが、釣り、こういうものもスポーツに位置づけられていると。ですから、少しでも体を動かせばスポーツなんだよということを改めて参加者は確認した模様でございます。これからも、スポーツクラブの設立準備に向けては進めておりますが、その際には皆さん方のご協力、そしてこれも運営には皆さん方からの年会費というものが必要となってきますので、その際のご協力をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 健康の町宣言とかをやるとか、それから教育長からチャレンジデーは年

1回でありますけれども、毎月1日町民健康体力づくりの日とかというのをつくりながら、意識啓発も含めてその日1日体を動かす日とかというスポーツの日の制定などそのようなものの考え方はどうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） さまざまな取り組みを通して啓発をしていくということが非常に大事だと思っております。今のことも含めて検討させていただきたいと思っています。なお、町としましても、現在健康都市連盟の一員と今年度になりましたし、それからスマートウェルネスシティという、いわゆる健康社会をつくるための研究会などにも入っておりますので、さまざまな事例も参考にしながら、啓発活動そして実際多くの方々に参加していただくような仕組みづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長です。

ただいまお話に出ましたチャレンジウィークについては、先ほど教育長がお話しされたとおり、まずは身近の住民でございます行政区の参加を、これからまずは参加をふやしていくという取り組みがまず先ではないかと。毎回定例議会後に区長会議がございますので、改めて区長さん方にその趣旨と、それから取りまとめをお願いしていきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） まず、チャレンジデーから全ての町民に取り組んでいただく、そこから毎月というのはその先の話というふうに理解しました。

次に、子供たちへのことについて一つだけ。子供たちのメタボ化も全国で下から何番目という、四、五番目でしょうか、そのくらい宮城県の子供たちのメタボ化が進んでいると。少年スポーツクラブですか、そういうところに入っている方は問題ないんだと思うんですけれども、学校の体育以外は体育をしない、家に帰ればゲームだけというふうな子供たち、そして、ただ子供たちは、大人は楽しくなくても必要があれば歩くんですけれども、子供たちは面白くなければ絶対しないということで、子供たちが面白く楽しく運動できるような、遊びの中で体力が鍛えられるような形で、そういう公園づくりとかということについて何か考えられることがないかどうかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えいたします。

生涯学習課の今の事業を行っている中に、夢の教室というものがございます。これは、小学

5年生を対象にアスリート、いわゆる全国的に有名な方を講師に招いて夢の大切さを教えていただく授業でございます。1クラス40名に満たない場合は4年生、5年生で40名という形で去年から実施しております。この授業については、その一学年、学校、全ての児童がその話を聞く機会となっております。スポーツの大切さ、友情を築く大切さ、夢の大切さをうたっております。その中で、運動というものを重点的にお話ししていただいておりますので、まずはそういう子供たちの意識づけにはなるのではないかと考えております。

あと、これは私が答えていいかどうか分かりませんが、毎月開催しています小中学校校長会議においては、これまでの学力テストの向上のほかに、体力の向上も校長先生のほうにお願いをしておりますので、これまでとちょっと変わった体力向上の授業が出てくるのではないかと期待しているところでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 時間もあれですので、次のテーマに移りたいと思います。

次に、ピロリ菌検査についてお伺いします。

2013年3月から、ピロリ菌感染胃炎に対するピロリ菌の除菌に保険が適用となりました。ピロリ菌除菌の効用、効果への認識が大きく前進しております。ピロリ菌への感染は、胃酸が出ていないか、または胃酸の酸度が低い幼児期にピロリ菌に感染し、その後菌は胃の粘液層に入り込み、粘液層に守られ強い酸性の胃酸の中でも生き続けます。しかし、胃酸の酸度が高くなる中学生ぐらいで除菌すれば、その後ピロリ菌が侵入しても胃酸の酸度が高くなっているので、ピロリ菌は即死滅します。将来の胃がんゼロを目指し、中学2～3年生を対象にピロリ菌の無料検査を実施している自治体があります。我が町においての実施の考えと、特定健診のオプションにピロリ菌検査を加え、費用を助成することで、ピロリ菌除菌を促すことによって、将来的に医療費の抑制につながると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ピロリ菌の除去について取り組むべきではないかというふうなご質問がありました。このピロリ菌といいますのは、子供のころに食べ物、飲み物から入って胃を攻撃し続けることによって、胃がんなどの発症の原因になるのではないかというふうなことが言われているものでありますが、必ずしもこの胃腸の病気を発症するということでもないとも言われております。発症する割合は、感染者の5%程度というふうに言われております。一方で、胃潰瘍患者の80%がピロリ菌の感染者であるというふうな報告もありますので、胃腸の病気にかかっている人がピロリ菌を持っている確率が高いということも言えるわけです。

内視鏡で胃の組織をとっての検査とか、尿検査とか、血液検査とかさまざまな方法があるわけですが、このピロリ菌の除菌に関しましては、ピロリ菌を調べて検出されたからといって、それが保険の対象になるわけではないんですね。現段階ではいわゆる胃炎とか胃潰瘍とか、そういった患者さんが除菌をする場合には保険の対象になると。そうでない場合には全額自己負担ですので、2万4,000円かかると言われております。

確かに、議員ご指摘のとおり先進事例はございます。岡山県の真庭市とか兵庫県の篠山市などでは、胃がん撲滅というものをスローガンとして掲げまして、ピロリ菌検査費用の助成を行っているということです。特に真庭市の場合には、議員もおっしゃったように中学2年生、3年生を対象に無料で尿検査によるピロリ菌検査を実施しているということです。そして、保護者には除菌治療費の一部も助成しているということでございます。宮城県内では、現在ピロリ菌対策を行っているところはないようであります。

町としましては、現在のところピロリ菌の検査、治療に対する助成というものは考えてはいないところでありますが、胃がん検診で胃炎の所見が見られた方に対しては、症状がある場合には医療機関の受診を勧めております。また、胃がん検診後に個人で受診する場合、医療機関でピロリ菌検査と治療に関することも含めて対応しているところであります。また、胃がんに移行するリスクを逃さないように、胃炎の所見があっても無症状の場合は、次年度の胃がん検診を必ず受けてくださいということをお勧めしているところでございます。まだまだピロリ菌に関しましては、科学的な根拠なども不足しておりますので、現在では個人の希望によるオプション検査ということでもありますけれども、今後国からの情報、都道府県あるいは市町村の動向など見ながら、医師会にも相談しながら検討していきたいというふうには思っています。

いずれにいたしましても、このピロリ菌のこともそうですが、胃がんは何といても死因の第2番目のがんですね、がんの中でも肺がんに次ぐ高い件数を占めておりますので、胃がん撲滅のための啓発活動、さまざまな仕組みづくりということは非常に大事だと思っております。加美町におきましては、統計上も塩分のとり過ぎ、これも発がんに関係があると言われておりますし、食生活の改善ということも非常に重要だと思っております。塩分の多い食事をとること、あるいは焦げたものを食べるとか、熱いものを食べるとか、これも胃がんの要因になると言われておりますし、またたばこのヘビースモーカー、あるいは飲酒の量の多い方、こういった方も胃がんのリスクが高まると言われておりますので、そういったことも含めての啓発活動対策等を講じることが大事であるというふうには考えております。今後、さまざまな情報も集めながら、さまざまな機関とも連携をしながら総合的な対策を検討してまいりたいと思

っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 町長も言われましたように、なかなかはっきりしない部分もあることはあると思います。胃がんの50何%は中国、韓国、日本というその3カ国に集中していると、マレーシアでしょうか、いろいろピロリ菌を持っている方は非常に多いんだそうですけれども、マレー人はなかなか胃がんにならないとか、同じ国で中国人はなるというふうな形で、かなり胃がんは人種によってなるのかなという部分と、ピロリ菌にも毒性を出すピロリ菌とそうではないのがあるとか、いろいろ言われていますけれども、ピロリ菌は自己免疫でなくすことはできないという、ピロリ菌が存在することによって白血球が胃を攻撃して胃がだんだん荒れていく、胃炎となり、胃炎がだんだん胃がんへと進むという過程がほぼいろいろな研究の成果でわかってきておりますので、やっぱりまず50代、60代の方でピロリ菌を除菌しても30%ぐらいの胃がんは減らせるという情報もありますので、まずオプションでピロリ菌検査をやって、菌があった場合内視鏡で検査をするということを条件にオプションをつけるというふうなことも考えてはいいのではないかと思いますけれども、なかなか今町長の答弁では、宮城県ではないのという、難しいみたいなお話もありましたけれども、胃がんで亡くなる方が5万人という、胃がん発症が11万人ぐらいという、それでバリウム検査で見つかるのは5,000件ぐらいで、あとのほとんどの胃がんの発見は内視鏡でだということでもありますので、やっぱりピロリ菌検査から内視鏡へという流れをつくるためにも、ピロリ菌検査のオプションというのは考えてもいいのではないかと思います。

もう一つ、また今回厚生労働省が進めてきました、要するに保険適用になると、これも胃炎というお話をして病院に行かないと、いきなりピロリ菌除菌といっても保険適用にはなりませんと、胃がおかしいのという話を通っていきますと保険適用になるというふうなこともありますので、内視鏡検査を受けるということが条件にはなるみたいですが、この辺も含めてもう一步ピロリ菌に対する認識を深めていただく、保険適用になったことも含めて町民に周知徹底するというふうなことについての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） あとは保健福祉課長のほうから答弁させていただきますが、いろいろと我々も情報を集めながら研究もしながら、このピロリ菌除去も含めて、目的は胃がんを少なくしていくということですので、そういった総合的なやはり対策は講じてまいる必要があるというふうに思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えいたします。

ピロリ菌の周知の関係でございますが、議員さんからは平成24年9月にも、このピロリ菌の感染が原因となって胃炎あるいは胃潰瘍になって胃がんになるリスクが非常に高くなってくるというようなことがございました。その際にはABC検査ですか、これによって胃がんの確率の高い方について内視鏡検査というご提案をいただいたわけでございます。今回は、ピロリ菌検査そのもの、検査をして陽性反応が出れば除菌すれば胃炎とかそういった症状がなくなって、胃がんにも最終的になるリスクも確かに低くなるのではないかというお話でございますので、この辺はピロリ菌、議員のおっしゃるとおり昨年の2月から保険の適用になりましたので、この辺はいろいろな機会、例えば特定健診とかそういうところで周知させていただきたいと思います。ただ、オプションにつきましては、今胃がんの検診については体がん協会のほうにお願いしているんですが、なかなかオプションで、例えば人間ドックなんかでやる場合にはよろしいんですが、集団検診の中では、まだ国のほうではあくまでもレントゲンが基本ですよというようなことで、なかなか移行ができないというようなお話もありますので、先ほども町長が答弁したとおり、この辺についてはいろいろ体がん協会あるいは成人病予防協会、それから加美郡の医師会とこの辺いろいろ検討させていただきたいと思います。（「どうもありがとうございました」の声あり）

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして9番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時15分まで。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告2番、5番伊藤信行君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔5番 伊藤信行君 登壇〕

○5番（伊藤信行君） それでは、通告2番、伊藤信行でございます。

黄金色に輝きしっかりとこうべを垂れた稲穂を見ると、豊作を喜ばずにはいられないものでございますけれども、現実なかなか厳しいようでございます。そういうわけで、我が町の行く末を考えながら一般質問に入らせていただきたいと思います。

最初に、加美町総合計画についてお尋ねをいたします。

加美町総合計画は、まちづくりの基本となるものでございます。今後展開していく各種施策や事業計画の総合的な指針となり、町の最上位計画に位置づけることは私が申すまでもないこととございますが、計画期間は10年一区切りで、現在の計画期間は今年度で終わりでございます。次の10年に向けた新総合計画策定の進捗状況と、その主要施策を伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 伊藤信行議員がおっしゃるとおり、これからの10年ということを見据えて、しっかりとこれは取り組まなければならないというふうに考えております。ご承知のとおり、2030年、加美町は75歳以上の後期高齢者がピークを迎えますし、人口は2万人まで減少するというふうに予測をされております。こういった人口の減少、高齢化に伴いまして、これは日本全体そうですけれども、お米の値段も今年度大分下がりましたが、今後上がるということとはなかなかないのだろうと、そういった厳しい現実を踏まえながら新総合計画の策定というものに取り組んでまいらなければならないというふうに考えているところであります。

まず、この総合計画の進捗状況についてであります。6月に職員によりますワーキンググループというものを発足させました。5つの分野ごとの部会を設けまして、1つは保健・医療・福祉部会、2つ目に生涯学習部会、3つ目に産業・交流部会、4つ目に生活基盤部会、5番目に環境・エネルギー部会。主な部会是这样いものでありますけれども、分野ごとに現状と課題の洗い出しを行いまして、施策の方向性などについて検討を重ねているところであります。これを受けて、7月に各分野の有識者、そして関係機関、団体、町民、それから議会からも4名参加をいただきましたけれども、加美町総合計画審議会を設置したところであります。計画策定の基本方針や策定体制などについてご説明をさせていただいたところです。

新しく策定する総合計画は、平成27年度から平成36年度までの10カ年の計画としておりまして、基本構想、そして基本計画、そして実施計画と、この3つで構成されることと考えております。

基本構想につきましては、長期的視野に立ちまして将来のまちづくりの目標、そして基本的な理念などを明らかにしまして、町政運営の指針とするものであります。基本計画につきましては、基本構想で示された施策の基本方向に基づき、町の将来像の実現に向けた各施策を体系的に示したものになります。実施計画につきましては、基本計画で示された施策を実現するための具体的な事務事業に関する事項を定めることとしております。現在もワーキンググループによりまして、こういった基本構想、基本計画の素案の取りまとめに取り組んでいるところで

あります。この素案をたたき台としまして、今後副町長以下課長等で組織する総合計画策定委員会において原案の検討、修正を進め、審議会からのご意見を賜ることにしております。

また、この策定に当たりましては、できるだけ町民の意見も広く反映させたいというふうに考えておりますので、一昨年度、町民満足度調査を実施したところであります。また、今後宮城大学の協力をいただきまして、ワークショップの実施も行っていきたいと思っておりますし、広報紙や町政懇談会におきまして概要の説明をさせていただきたいと思っております。また、パブリック・コメントなども実施をいたしまして、できるだけ広く皆さん方のご意見、ご提言をいただき、計画に反映させたいというふうに考えております。

また、将来を担う子供たちにも、ぜひこの計画に関心を持っていただきたい、参画をしていただきたいというふうに考えておりまして、小中学校の協力をいただきまして、この夏休み、子供たちの作文、それから絵画のコンクールを実施したところであります。絵画につきましては、小学生25人、中学生19人から応募がありました。また、作文については小中学生ともに16人ずつ参加をいただいたところであります。

次に、計画に盛り込まれる具体的な施策であります。現在進めている事業、それから今後実施をしていかなければならない事業などを見据えて策定をしまいたいと思っております。現在、加美町は3つのまちづくりの基本理念に基づきまして「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまちづくり」を進めております。こういったまちづくりを進めるためには、里山経済の確立、健幸社会の実現、子供・子育て応援社会の実現、こういったことがキーワードになると考えておりますので、こういったことをキーワードにしながら、加美町の豊かな未来のためのまちづくりにつながる計画づくりをしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○5番（伊藤信行君） 教育長にも伺いたいところだったんですけども、教育長は今ハネムーン期間でございますので、後日ゆっくりと伺いますので。

それで、町長、これでちょっとまた進捗状況だということであれなんですけれども、これからの10年をしっかりと見据え、自分の気に入った施策だけではなく、町民から見て当たり前のことをしっかりと加味していただきまして、後世に禍根を残すことのないように総合計画をつくっていただくことをお願いいたしまして、1問目の質問は終わりたいと思います。

2問目の、我が町の林業事業について伺います。

「国の宝は山なり、山の衰えは国の衰えなり」とこう昔から言われていたのだそうです。我

が町の林業事業について3つの質問を行いたいと思います。

1つ目として、里山は水源涵養や土砂流出防止などに加え、野生鳥獣による被害の軽減、生物多様性の保全などの機能を発揮するものであるが、この里山整備事業を推進する計画はあるのか伺います。

それと、2つ目として、町の直営事業における従事者の雇用環境を充実させる考え、特に若い林業従事者が山に向かう呼び水となる施策の展開があれば伺いたいと思います。

3つ目として、戦後、拡大造林政策により植林された木は伐期を迎え、広大な面積を占める森林資源となっております。この資源を活用する森林整備計画を考えておられると思うので、その計画も伺いたいと思います。この3つを伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 伊藤信行議員がおっしゃるとおり、本来この森林というのは、大変なこれは重要な国の財産なわけではありますが、戦後大分おろそかにされてきたきらいがあるというふうに考えております。我が町としましては、この里山の整備ということは非常に重要であると認識しておりまして、ぜひこの整備を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

この里山の整備について考えるときに、2つの点について我々は考え、取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っています。1つは、この里山に限らないわけではありますが、森林の持つ多機能性といいますか多様な機能を保全することです。水源涵養、それから土砂流出防止、希少動物等の保護などが、本来これは森林が担ってきた大変大きな役割であったわけですが、やはりこの役割というものをきちんと我々は受け継いで、また後世にも引き継ぐ必要があるというふうに考えております。その一つとして、現在ナラ枯れ拡大防止対策を行っているところであります。伐採燻蒸処理を行っております。また、林齢20年から25年の杉等の針葉樹の保育間伐も行っております。やはり、風通しのいい里山というものをつくっていく必要があるだろうというふうに思っております。

また、2つ目として、里山経済の確立ということをお大きな柱としておりますけれども、この観点から里山の整備をしていくということが非常に大事だというふうに思っております。現在、町では昨年度「薪の駅」構想というものを立ち上げまして、現在まきの会が会員なども募集をいたしまして、チェーンソーの講習会、それからまきアートの実践研修などを開始しているところであります。まだまだ小さな取り組みでありますけれども、大変県内で注目されている取り組みですので、何とかこの「薪の駅」構想を大きくしていきたいなと、まさにこのまきの流

通の拠点となるようなものにしていきたいというふうに思っております。また、この「薪の駅」構想を進めるに当たりましては、やはりこの放射能度、山にまだまだセシウムがありますので、こういったものに対しては十分配慮をしながら進めていく必要があるというふうに考えております。

また、若者に魅力ある林業への取り組み、これまた大変重要な取り組みだと思っております。私も先々月でしょうか、「ウッドジョブ」という映画を観てきましたけれども、これは若者がたまたま見たパンフレットでもって田舎に行って林業を始めるということで、研修期間が終わって一旦都会に戻るわけですがけれども、やっぱりその木の香りをかいで、自分は山に戻るということで、電車に乗って戻るということで映画は終わっておったわけですがけれども、そういった森林に魅力を感じる若者というのはたくさんいると思っています。また、最近山崎亮さんの本を読んだところ、1945年、終戦ですね、そのころまでは日本人の8割が森の近くに住んでいたというんですね。ですから、一極集中が進んだのは戦後、経済成長に伴ってなんですね。ですから、我々のDNAの中には、やはり森林の近くに住みたいという思いがあるんだろうと思っています。特に、若者たちは非常に物にあふれた時代に暮らしておりますので、その所有欲求よりも存在欲求を満たされる暮らしがしたいという思いがあるようです。この存在欲求というものは、人と人のかかわり、人と自然とのかかわりの中で満たされる欲求だと言われておりますので、こういった若者たちが潜在的に持っている森へのあこがれというものが私はあるんだろうというふうに思っております。そういった受け皿づくりというものをこれからつくっていかねばならないというふうに思っております。

現在、加美町では町有林管理事業団がありまして、現役6名、再雇用2名、8名体制で行っております。ぜひ私、来年度この地域おこし協力隊で、この事業団で働く方、こういった方を募集したいと思っております。できれば女性がいいかなというふうに思っています。今、女子会というものがかなりネットワークができてきているんですね。宮城県にもお一人、女子の林業に携わる方が協力隊で来ているようでありますけれども、そういった地域おこし協力隊にもぜひ来ていただきたい。ただ、この際問題になりますのは冬期間の仕事なんですね。現在の事業団の方々も、1月から3月までは仕事がないものですから、失業保険をいただいて暮らすというふうな状況ですので、ぜひこの冬場の仕事をつくり出していきたいというふうにも考えております。現在考えていますのは、冬の間まきをつくるとか、あるいは木を使った木工品を製作するとか、あるいはチップをつくり出す、あるいは炭ですね。今みんな炭窯が壊れてしまっていたんですね、地震なんかで。ですから、そういったものを再建して炭を焼くとか、そうい

った昔の技術の伝承ということも含めて、こういった冬場の仕事をつくっていくということが大事だろうと。そうしますと、通年で今の事業団の方々も雇用できますし、新たに若者が来ていただいても通年で働いていただくことができるだろうと思っています。また、除雪の問題がありますので、そういった除雪もやっていただけるようなことも一つの方策ではないだろうかということも考えております。

こういった仕事もつくり出しながら、ぜひ若者たちに来ていただいて、そして加美町の林業に携わっていただくといった仕組みづくり、受け皿づくりも進めてまいりたいというふうに考えております。

また、この広大な面積を占める森林資源の整備充実等々についてでありますけれども、おっしゃるとおり戦後植林された木が伐期を迎えているということでございます。一般的には、杉の伐期齢は35年と言われておりますけれども、加美町では施業計画で60年というふうにしておりますので、60年から70年程度の長伐期施業で計画をしておりますして、長伐期に達するまでは生産間伐で森林資源を活用してまいりたいというふうに思っております。

今建設中のシルバーハウジング、高齢者専用住宅、小野田北原に建設しておりますけれども、ここも戦後植えられた町有林、ちょうど伐期を迎えておりますので、できるだけ多く活用したいと思っております。4割ぐらいは町有林を使えるだろうということで、今進めておるところであります。今後も、公共施設に関してもできるだけ町内の伐期を迎えている木を活用してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、そのための条件整備の一つとして、現在地元の製材所とハウスメーカーさんが乾燥施設、製材機及び強度試験施設等の整備を行っているところであります。これは、国の補助事業で取り組んでおります。ことしの12月から本格的な操業が可能であるというふうに聞いております。そうなりますと、現在の共販所、合板・パルプ会社への販売等に加えて、素材生産者である町と森林組合、製材店、ハウスメーカーとの連携を図りながら、地元産材の利用拡大が可能になってくるんだろうというふうに思っておりますので、なお一層こういった機関と協議を進めながら、連携をとりながら町産材の活用促進というものに取り組むことによって、森林の整備ということにつなげていきたいというふうに思っております。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○5番（伊藤信行君） 今町長が言ったように、ナラ枯れの防止と、冬期間の林業事業がないということですけれども、薪炭事業にも力を注ぎたいというようなことも今おっしゃられており

ましたけれども、やっぱりナラ枯れ防止には薪炭、昔は薪炭材でやっていましたので、昔はナラ枯れというのはなかったんだそうですね。そして薪炭というのは、ちょっと私の知識の一端を披歴するようで申しわけないんですけども、大体あの薪炭なんていうのは8年だそうですよね。8年伸ばすと炭にできるんだそうです。広葉樹は、切ってまた植林することないんですよね。切った根元からまた出てきますので。だから、そういうようなことも考えてみた事業を展開していただければと思います。そういうわけで、伐採と植林、間伐、伐採、これが一つのサイクルなんだそうですから、そのサイクルが崩れると山は腐れるというようなことを何か新聞で読んだような気がします。そういうことで、恐らく我が町でも施工図というのはつくって、6年に1遍ぐらいですか、課長さんはわかると思うんですけども、6年に1遍ぐらい施工図というのをつくっているそうですけれども、それで事業展開をしていただければいいのではないかなと、注文でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

さて、3つ目の質問になるんですけども、これはちょっと最終処分場の問題なのでございます。

これまでの経緯と今後の対応について伺ってまいるのでございますけれども、私はこの最終処分場というのは、我が町には選定されないのではないかという自信を持って、これからの質問をさせていただきます。

新聞の報道によれば、2012年10月25日に県内35自治体の市町村長会議において、最終処分場を県内1カ所とすることを了承したと。2013年3月、5月、11月と回を重ねて、11月の4回目の会議において、国が候補地の選定方法を説明し、国有地や県有地から絞り込む方法を示し、自治体側はこれを了承したとあります。そして、2014年1月20日に我が町の国有地が提示されたわけです。町長はそのときに、まさか我が町が候補地になるとは夢にも思わなかったと、何ともそういうような報告を議会になされましたね。広大な国有地がある我が町ですから、選定されることは当然予想されたはずですね。その会議の経緯を、我が町の頭脳集団でございます課長会議にも知らせずじまいでしたし、また議会にも何の報告もなかったと。このような重大な事項を、課長会議、議会にも相談しないということは、町長一人で事足りる問題だと判断したのかを伺いたいです。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、今お話のあった10月25日の第1回目の市町村長会議、このときに我々も何もわからずに集められて、こういったことについて提示をされ、私その場で、現在多くの市町村が困っているのは、8,000ベクレル以下の汚染された廃棄物の処分ですと、これを

優先すべきだと、そしてこの指定廃棄物の問題についてはもっと議論すべきだというふうな発言をさせていただきました。しかしながら、この場はそういうことについて話す場ではないと、いわゆる県内に最終処分場を1カ所つくるということの話し合いだということで、私の意見は一蹴されたわけです、残念ながら。また、中には県外にと、福島にというふうなご意見もありましたが、こういった意見も全く無視されたという形で、とにかく宮城県内に1カ所ありきというふうな会議でありました。その後、4回会議が開かれたわけですが、その都度私たち市町村長にはその場で資料が渡され、そしてダイジェスト版で説明を受け、正直申し上げまして、この放射能に関しての知識の豊富な首長さんというのはいないわけですから、我々もこの国から示された基準が果たして本当に安全を確保するものかどうかということも、これはわからない状況でありました。いずれにいたしましても、なかなか各首長さんたちも意見も言いにくいような状況もあり、会議は4回進められたわけです。もちろん、その都度担当職員にも参加してもらい、私も報告をし、その一方でさまざまな情報収集もしながら、何とか加美町が選定されないように努力をしてきたわけでございます。

なかなかこの問題については、非常に1月20日の候補地指定されるまで大変不透明な部分もあり、果たしてこのことを大きくすることがいいのかどうかという問題も、これは各市町、ですからどの市町でもこのことについて大きく議会で取り上げたり、町民に説明をしたりということはしてこないわけです。そういった中で、1月20日、加美町を含む3候補地が指名されたということなわけです。確かに、加美町は国有地がありますので、これは国有地があるところは指定される可能性は否定はできないということです。ですから、私もさまざまな情報収集はしてきたつもりです。1月20日、その2日前の1月18日の夜、井上副大臣、それから県知事から田代岳が候補地となるということを初めて明かされたわけです。翌日の朝、河北新報の朝刊にそういったことが載ったわけであります。私そのときに、直感的に思ったことは、これは選定過程に誤りがあるということでした。ですから、これは指定されたということは、これは受け入れざるを得ないわけですが、しかしながら、大事なことは市町村長会議で決めた選定のルール、これが守られているかどうかということをしきりと町として検証するということが非常に重要だというふうに思いました。

それ以来、職員も対策チームをつくって検討してまいったところであります。検討した結果、皆さん方にもお示しをしているように、面積要件も含め、さまざまな問題点が明らかになってきたわけです。ですから、加美町としては単に反対ということではなくて、そもそも候補地としての要件を満たしていないと、よって加美町は白紙撤回を求めるということでずっと訴えて

きているわけです。加えて、加美町に来なければいいということではなくて、これは宮城県につくるべきではないと、やはり排出者である東電が責任を持ってこれは引き受けるべきだと、場所としては東電の敷地、いわゆる中間貯蔵施設を国がつくろうとしている双葉、大熊の東側に立地している東電の100ヘクタールの敷地、ここ以外に引き受ける場所はないだろうということに主張しております。

私は、徐々にこの加美町の主張が受け入れられてきているだろうというふうに思っております。大分仙台の方々からも、励ましの手紙が届いてきています。電話も来ています。批判するようなものはないんですね。皆その加美町頑張っしてほしいと、加美町が言うとおりでということであります。また、この声を広めていくためには連携が必要でありますので、塩谷町長さんと連絡をとりながら一緒に進めているという状況でございます。

また、先週の土曜日、千葉県に行ってまいりました。これは、千葉の弁護士会が主催をしたシンポジウムでございます。ここに呼ばれまして、私加美町の状況、そして加美町の主張を訴えてまいりました。千葉県の方々からも賛同いただいて、加美町の町長が言うとおりで、決して千葉にも宮城にもつくるべきではないというふうなご意見を賜りました。そのような1月20日にこの指定されたことは、これは受けざるを得ない。しかしながら、大事なのはその後の町の対応、これをきちんとやっていくということであります。ですから、理論的にきちんと反対をしていくと、そしてなおかつ国が誤った形で最終処分場を5県につくることがないように、第一原発から出たごみは、核のいわゆる汚染物質は全てこれは戻すというふうな基本的な原則に立って、国、東電が処分できるように連携を深めていく、強めていく、広めていくというふうな取り組み、こういったことを今後ともしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○5番（伊藤信行君） 質問まだまだやるんですけども、第1回の市町村長会議において、県内1カ所処分場の設置を了承して、町長が早急に取り組んだ事業は、二ツ石ダムの上流に汚染牧草の集積と、それから汚染物質の焼却場の誘致ということも行いましたね。これは発電施設も備えたものをつくってほしい旨を環境省と話し合いをしていると、これは議会に報告されました。これらのことを見れば、環境省も随分協力的な町があるものだと思って、これも高評価を得て今回の選定の一因になったのではないかと私なりに考えているんですけどもね。それで、焼却場の誘致では何回ぐらい環境省と話し合ったのか、そしてどの程度までこの話が進んだものかお聞かせ願えればと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まずご理解いただきたいことは、今国が進めている最終処分場というのは、8,000ベクレル以上の汚染された稲わらとか牧草とか土壌とか、こういったものを埋め立てる、焼却をして埋め立てる場所なんですね。8,000ベクレル以下は、特措法に基づいて市町村が処理することというふうになっています。ですから、ここは国、東電の責任放棄ですから、この法の改正ということは絶対私は必要だと思っております。今訴え続けているわけですが、いずれにしても、現行法上は8,000ベクレル以下は市町村で処分ということなんです。ところが、市町村で処分といっても、なかなかこれはどこも進まない状況です。畜産農家の方々、酪農家の方々からは、何とかしてほしいという強い要望が何度もあったわけです。いわゆる一つは場所ですよ。いつまでも自分たちの農地やあるいは家の軒先に置くわけにはいかないと、次の年にまた新たな自粛牧草がふえていくという状況であったわけですから、何とかこの問題を解決しなくてはならないということで、その一つの方策として岩手県が、一関が進めていた混焼というやり方ですね、一般のごみとほかのものと混焼するという、こういった混焼というものがその解決策の一つになり得るのではないかとということで、環境省のほうには問い合わせをしました。7月24日に環境省のほうから来て、そのことについて話し合いました。環境省は、国と事業として、一関もあれば国の事業、実証実験としてやっていますから、国の事業として国100%の事業としてはこれは可能であるというふうなお話でありました。しかし、間もなくしてこのことについては国の方針転換によって、それは行わないということを一方的に今度は国のほうが言ってきましたので、これは皆さんこの事業についてはその時点で白紙になったということです。ですから、議会の皆さんにはお話ししましたが、町民の皆さんにご説明するような段階には至る前に、この事業は白紙になってしまったということです。

その後、どうしてもこれはそのままにしておくことはできないということで、10月22日に議会全員協議会でご説明をしまして、田代放牧場に町が一時保管するというご理解を賜りまして、議会にお諮りをさせていただいたということであります。11月の中旬から、議会から強い要望もありまして、年内中に、雪が降る前にということで、11月から保管の開始ということをしていただいたわけであります。

こういった加美町の動きが、環境省から、随分加美町は積極的ではないかと、先ほど評価というふうなお話だったのですが、受け取られて、それが候補地の選定に結びついたのではないかとというふうな意味合いのご意見でありましたが、私はそうは思っておりません。あくまでも、この選定は市町村長会議で決められたルールに基づいて行うということです、さ

さまざまな危険箇所、国のデータでもって危険箇所は除外していくと、そしてその残ったところを現地調査をしたり水利点からの距離とかそういったものを加味して、そして点数をつけて上位3地点が選ばれたということです、私が積極的に取り組もうとしていたこととは関係はないと思っていますし、積極的に取り組むことは私は当然だと思っています。市町村の責任で処分しなさいと法律になっているものですから、放っておくわけにはいかないんです。放っておけばおほどロールはどんどん劣化していきますから、移動することも困難になりますし、それが荷崩れを起こしたり散乱したりという、それが放っておけば風評被害に、実被害にもつながりかねないことですので、積極的にこれは取り組む、いろいろな方策を講ずる、あるいは努力をするということは必要だと思っています。炭化をすとかペレット化するというふうな方法もあるということで、これなども研究をしました。でも、これもなかなか実際にはさまざまな条件からこれは難しいということもわかりました。ですから、いろいろな解決策は職員と一緒に考えました。残念ながら、どれもこれというものがなくて、一時保管するしかないというふうな状況になっています。

私は、ホンダ創設者の本田宗一郎さんの「チャレンジして失敗するよりも、何もしないことを恐れろ」という言葉をいつも肝に銘じていますけれども、やはりいろいろなことにチャレンジしようと、課題を、問題を解決するためにいろいろなことにチャレンジする、取り組むという努力、これは私は非常に大事だと思っています。何もしないことが私は一番恐ろしいことだと思っていますので、これからも皆さん方のお知恵もお借りしながら、ご協力も賜りながら課題解決に向けては、このことだけではなくて、加美町にある課題の解決に向けてチャレンジしていくと、この姿勢は今後とも貫いてまいりたいと。ただ、誤りがあってはこれは多くの方々には迷惑となりますから、一方でこれは慎重に進めていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○5番（伊藤信行君） そのとおりあれなんでしょうけれども、今現実に田代の放牧地には7,000個から、あるいはまた町内の農家の庭先には残り4万なんぼといっていますから、3万幾らかは町内の農家の庭先にロールとしてあるわけですがけれども、それが沢のほうに投棄されていたり、あるいは焼かれていたりということをちょっと聞くことはあるんです。また、ダムの上流に置かれている汚染牧草は、梱包が劣化して破けて、そこから汚水が流れてダムのほうへ流れているのも見受けられました、私も行って見たときに。これはちょっとやばいのではないかなとは思ったんですけども、ことしの春先でしたね、うちの議会の委員会で行ったとき

なんですけれども、写真も撮ってきたんですけれども。そういうこともちょっと早急に手を施していただければと、これはお願いをしておきます。

あと、詳細調査について、町長は詳細は受け入れないと言っていますけれども、これも広報を見れば、大学の先生が言ったからだめなんだというようなことを言っているようですけれども、私は調査を受け入れて、この調査の内容を見ますと、田代のあの土質からすると全然クリアしないですね、ここのところの内容を見ますと。だから、私は絶対大丈夫だと確信を持って言えるんですけれどもね。そういうことで、我がほうだけ、我が町だけ詳細調査を受け入れないんだというようなことではなく、3市町足並みをそろえて、ちょっと今は遅きに失したような感もするんですけれども、でも我が町だけが、いやいや絶対なんて言っていると、何か孤立化していくのではないかなと危惧されるわけなんですけれども、どうなんだろうかね、その辺は、町長。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まずは、田代放牧場の保管状況について、詳しくは後ほど農林課長から説明させますが、フレコンバッグへの詰めかえは終了しました。昨年中に終了する予定でしたが、大分下のほうが膨れてフレコンバッグのサイズが合わないということで、あれは特注なものですから時間がかかったのでおそくはなりましたけれども、詰めかえ作業は終わっております。また、土壌それから空間線量、それから水の検査につきましては、毎月加美町広報でも皆さんにお示ししていますように、検査をしております。異常はありません、その点をご安心いただきたいと思います。なお一層、保管については細心の注意を払ってやっていく必要があるというふうには思っております。

また、今伊藤信行議員から大変力強いご意見を、加美町は大丈夫だと、詳細調査を受けても大丈夫だということでありました。その言葉を信じたいわけでありますけれども、この詳細調査の項目、これでは、大学の先生が言ったからということではなくて誰が見ても不十分だということは明らかなわけです。先日の全協でもお話したように、風強調査も数週間程度しかしないと、一番強いときはしないわけですから。それから積雪調査もしないと、それで詳細調査と言えるかということです。それで安全性の確保ができるか、できないかということが判断できるかと、これは素人考えでも詳細調査としては全く不十分だということがわかります。それから、当初3～4カ月と言っていたものが、2カ月程度で終わるとか、これも普通に考えて、では1カ月でも終わられるんですかと、いわゆる詳細調査、あつてないようなものですね。ですから、全くこれは信用することは私はできないと思っています。また、これまでの加美町独自

の選定過程の検証でも、本来除かれるべきエリアである勾配30度以上のエリア、あの候補地にかかっているにもかかわらず、そのことを隠し通してきた、今でも認めようとしていませんから。ですから、不都合なデータを隠すという体質、現にそういったものを我々は見てきておりますので、詳細調査のデータも100%出してくるかということもわかりません。それから、市町村長会議の中で、仙台市長の方から県知事に対して、県独自での有識者会議もつくり、きちんと検証すべきだというふうな提案もありましたが、それは行わないということでありましたから、ですから国の考えがそのまま認められてしまうというふうな体制でもあるわけです。ですから、こういった中で詳細調査を受け入れるというわけにはいかないというふうに考えています。

また、詳細調査を受け入れるということは、加美町が候補地としての要件を満たしているということを認めることになります。国は、3候補地から1候補地を選定することができるというふうにきちんと文書で回答していますから、詳細調査を受け入れるということは、必ずどこかが絞り込まれるということなんです。絞り込まれてから反対するというのは、これはなかなか困難です。いわゆる適地であることを一旦認めるわけですから、詳細調査を受けるということは。ですから、それは理屈が立たないだろうというふうに思っております。そのことで孤立をするのではないかなというふうなご心配もありますが、私はやはり間違っただことは間違っているということをはっきりと申し上げると。それも、ただ反対ということではなくて、きちんとその根拠となるものを示して、理論的にここがこうだから加美町は反対をしているということを訴え続けるということが非常に大事だと思っています。

また、もう一つは、ほとんどの、全員と言ってもいいでしょう、市町村長たちの本音は、やはり福島に一括で保管すべきだということなんです。当初、これは言いたくともなかなか言えなかったわけです、福島状況を考えますと。しかしながら、状況が大きく変わっています。放射線量の高い第一原発の周辺部に帰還しようという方は、物すごく少なくなっているわけです。実は、私千葉県からの帰り、たまたま隣に座った方が郡山から東京に避難をしている方でした。ご主人の実家が涌谷ということで、東京から私とたまたま隣に乗り合わせたわけですが、けれども、3年過ぎても東京に避難をしています。放射線が高くてとても郡山には、3歳の子供さんがいまして、小さな子供を連れて帰れないと。ですから、若い方々はそういう意識を持っていらっしゃいます。ましてや、双葉や大熊のような放射線量の高いところ、ここで0.0何マイクローシーベルトですけれども、高いところでは20ミリシーベルトとか10何ミリシーベルト、まだまだ全く桁違いの高い線量なんです。ですから、そういったところに帰還する方々は、若

い方々はもうほとんどいないという状況、そういった中で私はやはり福島第一原発の周辺に一括して管理をすると、保管するというのが、私は実現可能な状況になりつつあるというふう
に思っております。ですから、そのことを私が訴えているということは、多くの市町村長に私は受け入れられていると、あるいは県民の方々に受け入れられ始めているというふうに感じて
おります。ですから、孤立化というご心配も当然あるかと思いますが、根本的な解決
に向けて加美町がぶれずに主張し続けるということが私は大事だろうと思っていますし、あの
とき加美町が主張し続けたおかげでこうなったと言っていただけに努力をしてまいりたい
というふうに思っております。また、個人的にはいい関係を築けるように、私も他の首長さん
たちともいい関係を築けるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお
願いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長、フレキシブルコンテナバッグの保管状況、今伊藤信行議員か
ら質問ありましたので、明確にその点、どういった保管状況であるか、田代岳もそれから個人
で保管している状況についても詳しくお願いいたします。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

伊藤議員さんから質問のありました田代放牧場跡の一時保管につきましては、昨年からこと
しの6月30日にかけてましてバリアフィルムに一度入れかえをいたしまして、さらにフレコンバ
ッグに入れて詰めかえ作業を6月30日で終了いたしております。このバリアフィルムに入れる
ということにつきましては、このフィルムが酸素の透過率が非常に低いということで、発酵、
腐敗ができるだけ進まないようにということでこのバッグを採用いたしまして、詰めかえ作業
を行いました。議員ご指摘のとおり、腐敗とか進みますと後の処理が困難になりますので、そ
れを避けるということで今回の作業、フレコンバッグに詰めかえの作業をして、長期の保管に
耐えられるようにということで終わっております。

現在の状況につきましては、先ほど町長が話したとおり、その後空間線量なり土壌の検査も
毎月行っておりますし、現地に行って確認したところ、牧草のロール特有のにおいもほとんど
なくなっております。さらに、現在農家で保管しておりますものにつきましても、配布作業を
行っておりますし、今農協のほうでその詰めかえ作業を順次あわせて進めておりまして、でき
るだけその腐敗を防いで、最終処分の方法が確定するまでの間安全に保管できるような体制
を今つくっておりますし、今回の一般会計の補正予算につきましても、平成25年度でアンケー
トをとった後にさらに追加で欲しいという方々がたくさんおりましたので、その関係の予算
も計上させていただいておりますので、その辺のご審議もひとつよろしくお願いをしたいと思います。

います。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○5番（伊藤信行君） それは梱包することはいいいんですけれども、それでもやっぱり野ざらしという劣化するおそれは十分に考えられるわけですね。栗原とか登米なんかだと屋根をかけてやっているようなんですけれども、あそこまでは考えていませんか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 栗原、登米が屋根をかけて保管していると、あれは8,000ベクレル以上の指定廃棄物なんです。8,000ベクレル以上の指定廃棄物は、国・県が責任を持って保管をしております。ただ、この加美町にありますのは8,000ベクレル以下でございますので、その屋根をかけたりなんかということをするにも、国の予算がつくわけではございません。ですから、私が主張しているように、特措法を変えなければこの問題の根本的な解決にならないんです。国は全く無責任なんです。8,000ベクレル以上は国でやりますと、8,000ベクレル以下は市町村でやりますと。宮城県一つとっても、8,000ベクレル以上は3,200トン、8,000ベクレル以下は6万1,000トンあるんですから。ですから、指定廃棄物処分場をつくって、そこで指定廃棄物だけを燃やして埋めれば問題が解決するというわけではないんです。その十数倍もの8,000ベクレル以下のものも、きちんと国そして東電で責任を持って処分してもらわなければ、この問題の解決にはなりません。そのためには、特措法の改正が必要なんです。ですから、その間加美町としては安全に保管できるように、今フレコンバッグへの詰めかえも行ったところであります。宮城県で1カ所に集めて、約半分ではありますけれども、そのようなフレコンバッグに詰めかえる、あるいは農家にお配りして詰めかえるというのは、宮城県では加美町だけです、今のところ、そういう取り組み。ですから、できるだけ加美町としてはその被害を拡大しないと、それから将来の根本的な解決に向けての安全な保管体制ということ、他に先駆けて取り組んでいるところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。時間ですので簡潔に。

○5番（伊藤信行君） それでは、町長にエールを送りましてやめさせていただきます。

町政運営というのは、ご自分の人気とりだけではなくて、常に最悪の事態を考え、物事を前に進めるのが町長としての責任だと私は思っています。そういうことで、その辺を自覚していただいて今後の町政運営に当たっていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして5番伊藤信行君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、1時15分まで休憩します。

午後0時17分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、7番伊藤由子さんの一般質問を許可します。ご登壇願います。

〔7番 伊藤由子君 登壇〕

○7番（伊藤由子君） 通告に従いまして、2点質問いたします。

最初に、1、指定廃棄物処分場建設白紙撤回に向けて。

ことしの1月20日以来、指定廃棄物最終処分場建設の白紙撤回を求める町を挙げての抗議行動は、はや半年を過ぎました。県知事は、詳細調査受け入れを宣言していますが、詳細調査をいかに阻止するかを含め、今後最終処分場建設白紙撤回に向けた対策についてお伺いします。

最初に、8月26日の河北新報では、知事が「負担軽減には指定廃棄物を保管する5県分を1カ所にまとめて処理するほうがいい。国に県外集約を求め続けていきたい」と定例記者会見で発言したとの報道がありました。この知事の発言や報道の根拠となる市町村長会議での発言、会議の経緯などについてお伺いします。この点に焦点を当てて答弁を願います。

2番目、栃木県における最終処分場候補地として選定された塩谷町や他市町村との連携の具体策についてお伺いします。

3番目、8月20日に環境副大臣が来町した際に話された文献調査とはどのようなものなのかお伺いします。

4番目、詳細調査の具体的な内容と時期及び当面の対応についてお伺いします。詳細調査は項目等くらいでよろしいかと思います、内容については。

5番目、放射性物質汚染対処特措法の見直しについての市町村長会議での意見はどんなものがあつたのかお伺いします。以上です。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、指定廃棄物最終処分場関連、ご質問の5点についてお答えをさせていただきます。

最初に、知事の8月26日の発言についてであります。

この軽減負担には5県分を1カ所にまとめて処理するほうがいいと、国に県が集約を求め続

けていきたいというふうな発言があったとお聞きしました。加美町としても、このことによる風評被害の甚大さということを言い続けてきておりますので、知事もそのことについては認識をお持ちなのだなというふうな感想は持っております。また、塩谷町におきましても断固反対の姿勢を貫いておりますので、5県に指定廃棄物最終処分場を設けるということが大変困難なことであるというふうな認識も持ち始めておるのかなという気がしております。

また、私自身7月25日、8月4日の市町村長会議におきまして、このことについては大臣、副大臣あるいは市町村長の皆さんにも事実をお話しして、東電が責任を持ってこれは処分すべきだと、8,000ベクレルも含めて処分すべきだというふうなことをお話ししましたし、また8月4日の市町村長会議の中では、利府町長さんが町村会の会長の立場で、宮城県の町村会としては市町村長会議の結論は尊重するが、福島の被災者の意識変化も踏まえ、国が特措法の改正が無理だからできないというのではなく、詳細調査と並行して特措法の見直しをすべきだと、宮城県町村会を代表した意見として国に働きかけてほしいというふうな要望を県知事にしておりましたので、そういったこともあったのだろうというふうに思います。こういったことを知事も勘案をして、こういった8月26日の発言になったのだろうというふうに想像しているところであります。

また、2点目、栃木県の最終処分場候補地として選定された塩谷町、あるいは他の市町村との連携ということでもありますけれども、塩谷町につきましては、8月31日に第1回目となる緊急住民集会を開催いたしました。ちょうど町の総合防災訓練と日程が重なっておりましたので、出席はできませんでした。それにかわって、応援メッセージをビデオレターという形でお送りしまして、当日会場で流されたと聞いております。この中で、詳細調査の受け入れを断固反対しましょうと、だめなものはだめと、おかしいことはおかしいと言い続けて、真の解決に向けて協力をしていましょうということを呼びかけております。大変力強く感じたというふうな報告を受けております。このときは、約2,000人が体育館に集まって、断固反対の意思表示をしたというふうに聞いております。今後とも、塩谷町とは足並みをそろえて、特措法の改正についての嘆願書などを提出したいと考えております。

本町の緊急住民集会にご出席いただきました衆議院議員の福田昭夫先生などが中心となって、超党派で11月の臨時国会に法改正を発議する予定だというふうにも聞いております。そういった動きと連携をしながら、加美町としては塩谷町とともに嘆願書の提出等をぜひ行って行きたいというふうに思っております。

また、3点目の8月20日に環境副大臣が来町した際に話された文献調査とはどういったもの

なのかということですが、具体的には立体斜度図などの地形図、それから土木地質図編纂委員会の地質図、地すべり学会東北支部の地すべり資料、県や町が保有する災害記録、国土地理院の空中写真、県や町が保有する交通量、気象庁が保有するアメダスデータの気象情報、生物多様センターが保有する植生図のほか、関係省庁や地元自治体が把握している岩手・宮城内陸地震の情報についても収集するというふうに、環境省が持参した資料に書いておりました。20日は私のほうから詳細調査の実施はお断りしますと、よって説明を受ける必要もありませんというふうにお断りしましたので、説明は受けておりません。ただ、この詳細調査の資料を置いていきましたので、それを見るとこういったことが書いてあったということです。

4点目、詳細調査の具体的な内容、今内容についてお話ししました。時期については、正直申し上げてわかりません。文献調査は既に入ったと言っておりますけれども、この現地調査、環境省から全く何の説明も報告もありませんので、わかりません。ただ、8月20日、県内3候補地の市町と話をした後の記者会見で、井上副大臣は、雪が降る11月中旬まで調査を終えたいというふうに発言をしておりましたので、秋口から現地での調査をしたいということなのだろうと思っでは推測はしておりますけれども、全くわかっておりません。町としては、現在支援員が週に2回現地に行って、風速調査などを独自に今しているところでございます。

5番目でございますが、放射性物質汚染対処特措法の見直しについての市町村長会議での意見、発言ということですが、県内の町長さんからは、国の誤った前提をもとに議論すること自体がおかしいという発言がありました。安心と安全は別物であると、どこに建設をしても必ず風評被害が起これば、よって加美町が主張する法律改正を検討すべきであるというふうなご意見、ご発言がありました。また、先ほど申し上げましたように、町村会長からも先ほどご紹介したような発言がありました。

内容としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 2番目の塩谷町との連携についてはお話を伺ったんですが、ほかの市町村との連携の進捗状況といいますか、そういったものについてつけ加えることがあればお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今のところ、具体的にご紹介できるようなものはありません。ただ、この連携については行政間の連携、それから市民レベルでの連携、あるいは農協とか商工会とかこういった団体同士の連携、さまざまなチャンネルを使つての連携ということが大事だと思っ

ております。そういった行政としては私のほうからお話することはありませんが、そういった団体等でもって連携をしていこうというふうな動き、話し合い、そういったことはなされている、あるいはしようとしているというふうな報告を受けております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） それでは、再質問に移ります。

最初の市町村長会議での発言を紹介いただきました。市町村長会議というのは、そもそもその性格というか位置づけというのはどういうふうに位置づけられるのか。というのは、先日8月4日の市町村長会議の様子を先日9月3日に紹介いただいたんですが、知事の発言として、失礼に当たるので決は採りませんでした、しかし、総意として詳細調査を受け入れを表明というふうに各社が報じているわけなんです。日本経済新聞もそのように、市町村は意見噴出とか、議論百出、知事と国に強い反発も、というふうに河北新報も報じていながら、知事は総意として、朝日も河北もあとで、総意として知事は詳細調査受け入れを決めたというふうな報道になっているんですが、ではそもそもその市町村長会議の性格、位置づけというのは、決議機関でもないし諮問機関でもないしというのか、よくわからないので、それについてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、市町村長会議という団体はないということです。それから、今回の市町村長会議については要綱もございません。市町村長が一堂に会しているという会です。ここでどういう役割を担ってきたかといいますと、国から示された選定基準について議論をしたといいますか、議論といわれるほどの議論ではなかったわけですが、それを認めたということです。ですから、候補地の選定の手順とか評価項目、評価基準、候補地の提示方法、こういったことを検討する場ということであって、それ以上のものではないというふうに思います。

8月4日の市町村長会議のときにも、ある首長さんから、我々に連帯責任を負わせないでくれと、我々は負えないと、ですから、まさにそこで詳細調査の受け入れを迫るとか、そして決まったら詳細調査の受け入れを3候補地に迫るとか、それを決議するとか、そういった場では本来はないというふうに理解をしております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 同じく、市町村長会議に関する質問なんですが、そこで日本経済新聞8月5日のとか河北新報の報道以外に私たちは知るすべもないわけなんですが、そこでは各市町村長さんの発言が、実態を把握しているんだろうかと思われるような発言が多々見られたわけなんですが、私はそこで、県内における指定廃棄物などの保管量という正確な数字を把握して

いるのかどうか、資料はきちんとそれを参照した上で発言しているのか、とても疑問に思ったんですが、そこはどうなっているのでしょうか。私が持っているのは、平成25年8月31日時点の保管量一覧なんですが、そこは空欄だらけで、近くの市町村、本当に隣の市町村等も空欄になっているんですが、その後の直近のデータというのは全部埋まった形のデータをみんな把握した上で発言されているのかどうか、ちょっと確かめたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私は、これは国の重大な責任だと思っています。実は7月25日、初めて石原大臣が来たとき、これは国の主催です。8月4日は、実は初めての県の主催の会議でした。首長さんたちも、皆さんがこの問題について十分な認識を持っている、あるいはデータを持っている、情報を持っているというわけではないんです。ですから、やはり会議で議論するに当たって、果たしてどの程度県内に指定廃棄物が存在し、どういった状態で管理をされているのかということを、正しいデータに基づいてまずは国や県が説明をするということが必要だったろうと思います。それは残念ながらなされませんでした。ですから、これ課題解決の第一歩は現状の把握ですよね。これがなされない中での議論でしたので、意見の中でも大分事実と異なる認識に基づいた発言というものもありました。その根本は、きちんとした現状の報告というものがなかった。それ以前に、国・県が現状を必ずしも正しく把握していない、あるいはそのデータをきちんと示していないというところにあるんだろうというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 県の総量としては3,291トンと、先ほどもありましたが、各市町村ごとの指定廃棄物と、指定されていないものは指定廃棄物と言わないというので環境省が認可しないと。その区別も定かでない市町村がまだいっぱい、この平成25年8月31日時点の資料ではそうだったんですが、直近のデータとしてはきちんとそれが記入されたものは存在するのでしょうか。私インターネットで調べても出てこないんですが。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをいたします。

1月20日の市町村長会議で配付されました資料には、各市町村ごとの保管量と、まだ指定はされていないんですけれども見込みという形での数量は掲載されておりました。これが、先ほど議員さんがお話しありましたように、平成25年8月31日現在という数量でございます。ただ、今環境省のほうでお示ししている数量につきましては、県全体の数量でありまして、市町村ごとの数量というのは今のところないという状況でございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） とても不可解な感じですよ。やっぱり信用に足らないというか、そんな気がします。

それでは、文献調査についてお伺いします。

結果は、文献調査といえどもこれは詳細調査の一部だというふうにおっしゃっているんですが、1カ月後に提示されるというふうな、来たときのお話だったんですが、もはや1カ月になるわけですよ、先月に来てお話をいったんですが、それは不服申し立てみたいなのはするのか、できるのかというか、詳細調査を受け入れないとしたら、それは結果は町に報告されるのかどうか、まずそれを確認した上で、結果報告された後どういうふうにされるのかお伺いしたいです。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 国からは何の連絡もありませんので、私たちとしては全くわかりません。結果を示すのか、示さないのか。もちろん、先ほどありました項目の中で、いろいろ市町村のデータというものもあるわけですが、当然我々この市町村が保有する災害記録等については、国に提出もしておりませんので、どのように国が考えているのか、どう進めようとしているのか全くわからない状況です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） それでは、文献調査には含まれていないようではありますが、例えば水道水源特定保全地域に指定されているというふるさと宮城の水循環保全条例で規定されている鳴瀬川流域水道水源特定保全地域というふうに加美町が指定されているんですが、それは県内第1号で、3カ所のうちの第1号に指定されているんです。その地図をちょっと拡大してみましたので見てください。ここに箕輪山があります、この赤線で引かれたところが水道水源特定保全地域として指定されているところなんです。箕輪山がこの辺にあって、すごい広範囲なんですよ。元田代高原から二ッ森山、みみずく山を前方に見て国見山それから田代高原全体が入って深沢それから宝森、ずっと鳴瀬川に沿って広範囲に指定されているんです。ここが特定水源保全地域という、とても貴重なところだというふうに県が指定したわけですよ、第1号として。先日8月17日には住民集会で、塩谷町の町長さんが名水百選に選ばれているんですよというふうな紹介をしたそうですけれども、この水源は水道水源の取水口から何メートルだけが問題であって、この広い範囲が指定されていても大して意に介さないみたいな態度をとっているわけなんです、特措法を盾にとりながら。でも、これはもうあえて本当に大きい声で主

張していくべきものだと思うんですけども、平成22年2月1日に県が告示しているんです。こういったことをきちんと全町民あるいは全県民に知らせていく、主張していく、アピールしていくというふうに、その必要性があると思いますが、これに関して町長の見解を伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさに加美町だけの問題ではないわけですね。鳴瀬川流域水道水源特定保全地域ということで県が指定した場所ですので、これは今後とも条例に基づいて保全をしていかなければならないという場所であります。ですから、私もたびたびこの地図を示しながら、ここは水道水源特定保全地域であると、県条例に基づいて指定された場所であるということを経済部会談の中でも、それから市町村長会議の中でも声を大にして訴えてきたところです。また、町民の皆さん方に対しても、加美町の号外を通してそのこともお伝えをさせていただいているところです。塩谷町にしてもそうです、加美町にしてもそうです。そういったことが全く考慮されずに、水利点という、これは便宜上の水源ですね、本当の水源ではないわけです。そこからの距離という評価項目で評価されているということが、非常に私は問題だろうと。水利点というのは、あくまでもその上流に本当の水源があるわけですから、幾ら離れていてもさかのぼって水源を指定するなどということは、本来その住民の理解を得られやすいというその評価項目の趣旨に全く反することですので、そういった意味からも水源を指定するということは、これは絶対あってはならないことだということを今後とも声を大にして訴えてまいりたいと思っています。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 訴えていく方法にもいろいろなものがあると思うんですが、そのアピールする上でこういったことも考えているというふうな、何か思いというか方針というか、つけ加えることがありましたらお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） もちろん、あした新副大臣がいらっしゃるときに、当然このことについては申し上げようと思っております。また、各政党なりあるいは大臣なりに対して要望書、要請書、そういったものを提出する際にも、当然このことは盛り込むつもりでおります。また、土曜日も千葉県でもこのことについてもお話をし、皆さんも驚いておりました。ですから、県内外にこのことについては、さまざまな機会を捉えて訴えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） それでは、先ほども触れましたが、他市町村との連携のとり方というか、今後の行動に関連して、先日9月8日のBSフジテレビ「プライムニュース」というところで、井上前副大臣とか日本原子力研究開発機構木村英雄さんとかが出演して、いろいろな話をしていました。そこで、建設時や施設稼働時には必ず道路の確保が必要になってきて、確保が重要だというふうに言っているわけなんです、候補地に至るメインルート及び迂回路を確保するというふうに環境省の資料にあって、それにはもちろん誰もがわかる道が書かれてあって、347号線から下野目を通って最上小野田線から候補地へ、それから347号線を通って原町経由鳴子小野田線、それからもちろん347号線から旭町道二ツ石ダムというふうに3路線が示されていました。それは誰もが当然そうだろうなと思うところなんです、私がこれと思ったのは、輸送時の安全確保についての質問がインタビューされたときに、日本原子力研究開発機構木村英雄さんという人は何と答えていたかという、「途中当然被曝しますよ、それなりに運転手とかトラックとか、全部それは考えています。ただし、トラックを通る自治体の協力なしにはできません」というふうに言っていましたし、信号でとまる際の車、隣り合った車、信号待ちの集団が被曝することについては想定されることだというふうに答えていました。ルートの公表はもちろんですが、ルートを公表したからには、それに対する対策をとらなければならないというふうな発言だったんですが、ここからも他市町村との連携は進められるのではないかと。現実的に、高速道路を通ってきたら大崎市は通るわけですし、347号線に入ってからほかの自治体を通るわけですから、こういった面で、もちろん来ないようにすべきではあるんですけども、もし来るとしたらこういうことも考えられますよということで、ぜひ警鐘を鳴らしていただきたいというふうに思います。トラックを通る自治体の協力、信号でとまる人や車や、本当に誰がどのようなところでそのトラックと会うかわからないわけで、もちろん時間は指定するようで、日中にするか夜間にするかいろいろ検討していますというふうな話もありましたし、それから学校の側はなるべく通らないようにするとか、幼稚園・保育所・学校の側は通らないようにするとか、そんな話もしていました。そういったありとあらゆる危険について、きちんと向こうは考えているのかということももちろん追求していただきたいし、他市町村との連携について進めるときに話していく必要があるのではないかとというふうに思いました。

時間がなくなりますが、最後に放射性物質汚染対象特措法は、何もかも何でも例外にして、従来の原子力三法にある放射性障害防止法などを適用しない形で通しているところが私は問題だと思っています。その最たるものは、安全の規制緩和です。震災前は、100ベクレルを超える産廃は原子力発電所の敷地内以外には存在しないものだったと言われています。ところが、

100ベクレルの80倍、8,000ベクレルのものを原発敷地外に置いてもいいことにしているのが特
措法です。ちょっと写真を。これは、本来は敷地内にしか置けないようなほどの除染したもの
だったり、これは福島のある町の除染したものを入れたフレコンバッグの量です。イメージし
にくいので写真を拡大して持ってきました。もうほんのある町の一角にある量だけでも、これ
ほどの量なんです。

それで、もし燃やした後、焼却灰はセメント固化して保管するというふうに言っています。
それで安全だと言っていますが、実際そういったところに携わった人たちのお話も本やニュー
スで見ました。福島第一、第二、それから柏崎源発にもセメント固化設備はあるんだそうで
す。ただし、20年来まともに機能はしていない、技術的にとても難しいことなんだそうで
す。ですから、セメント固化で保管すると安全だと言っているけれども、そのセメント固化は
まだ日本できちんと実行されていなくて、このような形で原発内ではドラム缶に詰めて置
いてあるだけなんだそうです。こういったことを考えると、市町村、住民が抱える国への不
信感、それを払拭できない限りは、私は最終処分場建設は絶対認められない、白紙撤回す
べきだという点では同じです。

今後の進め方についても、3年間走り続けてきた執行部及び町長にも、ご苦労さんです
というふうに言いたいところなんです、まだまだ長期戦で、これは根比べだと思います。
心身ともに消耗することがあると思います。パワーを充電しながら、町民とともに頑張
っていくべくリーダーシップを発揮していただきたいと思います。これについては質問を
終わります。

時間がなくなってしまったのですが、2つ目の質問に入ります。

医療介護総合推進法と加美町の方針、対策について。

ことし6月に成立した医療介護総合推進法では、要介護1・2の訪問・通所介護を市町村
に全く移管してしまうというか、言い方は丸投げしてしまうというふうに言いたいところ
です。特別養護老人ホーム入所者を原則要介護3以上に限定するなど、介護の面から見
ただけでも、これまでの福祉政策から一歩も二歩も後退することが心配されています。
加美町として介護難民をふやさないためにも、今後予想される事態にいかに対処して
いくのかをお伺いします。

- 1、要支援1・2の認定者の推移と現在の訪問・通所介護の利用状況はどうなっているのか。
- 2、町内における特別養護老人施設の待機者数はどれくらいなのか。
- 3、介護の担い手不足に対する町の対策。

3点についてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 法改正によりまして、要支援１・２については市町村でということになります。28年までは現在の体制で行うことは可能ですけれども、それ以降は全てこれは全国的に移行するということになります。現在の要支援者数、そしてその推移でございますが、合併した平成15年度末では77人おりました。その後、平成16年、平成17年と横ばいだったんですが、平成18年度に法改正がありまして、介護認定審査会において要介護１に算定された方がさらに要支援２と要介護１のいずれかに区分されましたことから、平成18年度末には109人にふえたところであります。その後も増加傾向をたどりまして、ことしの７月末で要支援者、要支援１の方が46人、要支援２が101人、合わせて147人ということで、要介護認定者のうちの9.8%を占めております。この147人の要支援１及び２の方でありますけれども、利用している訪問介護と通所介護の状況につきましては、ことしの７月末で、要支援認定を受けている方のうち訪問介護、ヘルパーさんの訪問ですが、利用している方が24人、支援の内容としては部屋の掃除とか買い物などが主であります。また、デイサービスを利用している方は42人、入浴、食事その他の機能訓練等などを行っているところであります。

２番目の特別養護老人ホーム入所待機者についてですが、ことしの５月末時点で本町から４つの特別養護老人ホームに入所を申し込んでいる方の数は、合わせて578人です。ただ、複数の施設に申し込んでいる方々も結構おられますので、各施設間の待機者を整理しますと、実人数は397人になります。さらに、この実人数から既に亡くなっていらっしゃる方、転出していらっしゃる方、他の特別養護老人ホームやグループホームへ入所している方などを除きますと、211人が自宅や老人保健施設で入所待機をしているということです。その中で、要介護３から５の方は174人になっています。

３点目の介護の担い手不足についてであります。なかなかこの分野は、入職率も高いんですが、離職率も高いという状況になっております。給与水準が他の産業に比べて低いということが一番大きな理由だろうと思っております。また、どうしても女性の方が多いものですから、結婚とか出産とかそういった段階で離職するという方もかなりおります。本町では、この介護の担い手不足に対する対策として、平成22年度から国の補助事業を活用して、介護分野における雇用の確保に努めてきたところではあります。具体的に申し上げますと、平成22年と平成23年、介護雇用プログラム事業の採択を受けて、町内の失業者を対象として介護分野で働きたい方を介護サービス事業所に委託する事業を実施いたしました。２年間で17人が雇用されております。また、緊急雇用創出事業というものを活用した雇用対策、人材育成というものを平成24年度に実施しまして、町内の介護事業所に地域人材育成事業を委託したところ、５事業所で６

人の雇用創出が図られたところであります。

また、町内の介護サービス事業所を対象として、介護に必要な知識と技術を習得するための研修会、交流会を開催し、介護従事者のスキルアップに努めてきたところでもあります。

国といたしまして、ことしの6月に福祉人材確保対策検討会を立ち上げて、多様な人材の参入促進、資質の向上、環境改善等の観点から多角的に検討しているということです。今後国から示される人材確保や財政支援などを踏まえながら、介護の担い手不足の解消に町としても取り組んでまいりたいといふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 今周りを見渡しても、65歳以上の世帯が多くなっているわけなんです。介護の側面から見ていくと、老老介護世帯が全体の5割を超えたのではないかというふうな報道があります。加美町における老老介護世帯というのはどういうふうな状況になっているのかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

介護保険事業計画を作成する際に、高齢者のニーズ調査を行っております。直近では平成23年に実施した調査の内容を見ますと、実際の在宅で介護をされている方、その中で65歳以上の方が介護に携わっている方、これが42%で、65歳未満が58%というふうな状況でございます。なお、今年度も今こういった調査をやっております。次の平成27年度から3カ年の介護保険事業計画を策定するんですが、その辺がまだ結果が出ておりませんので、これが最新の情報となります。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 老老介護ですから、介護する側もされる側もともに65歳以上ということになるわけで、たくさんの課題があるかと思うんですが、それに対しては、今加美町でとてもそういった世帯に対して待機者の中で介護度が進んできたときに、実際困ったときに具体的なフォローというケアはどんなものがあるのか、そちらの面について説明していただけたらと思います。

○議長（下山孝雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センターです。

今のご質問に対してなんですけれども、やはりそういうのは現実的な問題として私たちも捉えておりまして、やはり大体の方、居宅のサービス、介護サービスを利用していらっしゃるの

で、ケアマネジャーさんがいらっしゃいますので、ケアマネジャーさん中心になって相談の窓口になるんですけれども、それだけではなかなか入所の問題とか、それから在宅でもどのような介護サービスだけでなく組み合わせていったらいいかというので困った場合には、地域ケア会議なりを通して、町としても助言というか一緒に考える体制はつくっているところでもあります。以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 包括支援センターの活動については、いろいろな側面から耳にするところであります。すごい頑張っているのではないかなというふうに、私も母を介護して体験したのでよくわかります。本当に大変なことだなと思うんですが、私はこの介護と、医療のほうにはちょっと今回触れる余裕はないし、よくわかっていないんですけれども、この問題というのは、今までほとんど福祉面では自助、共助、公助というその3つの分け方があって、そのうちの公助をどんどん減らして行って、格好よく言えば共助をどんどん膨らましていきなさいというふうな方向にいく、もっとはっきり言えば自助努力をしなさいというふうに自己責任を押しつけるような形になっていくのではないかというのが、とても私は気になっているんですが、そういった面で何か考えを、町長お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは、非常にバランスが大事なんだと思います。どれかに偏るということはよくないだろうというふうに思っております。それと、共助の部分に関して言えば、やはりこの地域のコミュニティというものは非常に大事になってくるわけです。幸い、加美町におきましてはまだまだ地域のコミュニティというものが強いものがありますので、そういったものを絶やさないといいですか、なくさないということが大事だと。まさにソーシャルキャピタルという、社会的資本と言っていますけれども、こういったものが非常に重要になってくるだろうと思っています。

一方で、やはり公的な支援というものもこれは大事でありますので、加美町としては、今一つ具体的に取り組んでいますのは高齢者専用住宅、シルバーハウジングです。これは、先ほどもありましたけれども、要介護1・2の方でも特養に申し込まれるわけです。そうではなくて、できるだけ自力で自立してその地域で暮らしていただくという、最低限の見守りというサービスは提供しますよと、そういった趣旨のものでありますけれども、こういったものもつくってまいりたいというふうに思っていますし、それからきょうは時間がないので医療には触れないというお話でしたけれども、やはりこの医療と介護の連携ということがますます重要になって

くると思っております。今公立加美病院の横山先生が地域医療、訪問医療に携わっていただいておりますが、お一人で80名ぐらい診ていただいている、限界に近いのかなというふうに思っておりますので、これも柏市の例などは一つのモデルなんですが、開業医の皆さんも週に半日は訪問医療に携わるというふうな仕組みづくりがなされております。そういった先進モデルなども参考にしながら、地域全体として地域包括ケアの仕組みをつくっていく、高齢者、老老世帯を支えていくという仕組みづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 自己責任論というかそこが、何か頑張りなさいと一生懸命尻をたたかれてきているというのを感じないわけにはいかないというふうな事例が、2007年の賠償責任、認知症の妻を介護している75歳の夫が見守り責任の違反というか、責任を命じる判決で負けたんです。夫が責任をやっぱりとらなければいけない、あるいはその逆もあり得るわけで、認知症がふえてきているというふうに言われている昨今、こういうふうに認知症を抱える家族で、たった2人暮らしだったりしたときに、見ないでいるうちに、目を離したすきに線路のほうに行き、線路で汽車の事故で亡くなられたという例なんですけれども、そのときに見守るべき夫が見守らなかったというので、責任を問われるというふうな実例がありますので、そういった意味でいえば、自助の強調というのはとても恐いなというふうに思います。先ほど町長がおっしゃったように共助、お互いに地域で見守っていくというふうな体制も、お互いに努力しなければ、これは行政頼みだけではできないわけなんです、共助というところも主張して、お互いにつくり合っていくというところは欠かせないんだと思います。

それから、きのうだったでしょうか、大崎タイムスで、高齢化率、加美町は県内8番目で、1市4町で最も高齢化率が高いのは加美町で31.0%というふうな記事が載ったんですが、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。私はそれはマイナスではなくて、ということは、長寿の国というのはとてもおいしいものがあつたり住みやすかつたりするという象徴でもあるように、普通は常識的には受け取られていますよね、世界の中では。そういった意味でいえば、加美町は住みやすかつたり食べ物も豊富で豊かなんだなというふうな側面にも受け取れるのではないかな、いい面でもあるのではないかなというふうに思うんですが、町長の見解を伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 両面があるだろうと思います。元気で長生きする方が多いということも言えるでしょうし、一方では生産年齢人口が少ないということも言えると思いますので、やはりこれは、それに対する対策が大事だと思っております。ただ、実は一番大変なのは人口の多

い都市ですね、宮城県でいえば仙台市、ここはパーセンテージは低いわけですが、老人の数からすれば膨大な数、これがどんどんふえ続けていくと。実は、加美町については30年ぐらいたちますと、高齢者の数というのはむしろ減っていくという、そういう状況ですので、そういった将来の見通しを立てながら、きちんとした取り組み、ご老人を支えていくと同時に、やはりこの生産人口をいかにふやしていくことができるかという、そういった取り組みは重要だというふうに考えています。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） この介護総合推進法というのは、平成29年に実施されるということで、まだまだ余裕があるかと思いますが、今言ったように長寿者が多くて万歳というわけでは、それだけではなくて、この住みやすいと思っているところをもっと豊かにしていくための方策というのは、まだまだとっていかねばいけないうのだろうと思いますし、今後とも医療・介護・福祉政策をきちんと、加美町はいいところだというふうに思われるような町にしていくなにも、もうちょっと充実した政策を今後とも進めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、7番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

通告4番、6番伊藤 淳君の一般質問を許可いたします。ご登壇ください。

〔6番 伊藤 淳君 登壇〕

○6番（伊藤 淳君） 睡魔の極致でございます。本来ならば、お許しをいただけるのであればアントニオ参議院議員のように大声で何とかと騒ぎたいんですけれども、あえて心の中で元気出しましょうということで、質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、12時28分ということで、茨城の南のほうではまた地震が発生したようです。ただただ被害がないことを本当に心から祈るだけです。

折しも、昨日は敬老の日ということで、県内には100歳以上の高齢者、ご老人が899人、うち7人は加美町にお住まいでございます。第1次の団塊の世代といわれる方々が後期高齢者に達する今から約10年間は、加速度的に高齢者人口は増加するものと思います。昔は、犬も歩けば棒に当たるということわざがありましたが、昨今では高齢者が歩けば高齢者に当たるといったぐあいの加美町だと思います。もう高齢化などというのではなく、高齢社会になっている今、加美町で現実には起きている高齢社会が生み出している諸問題について考えていきたいと思えます。かく言う私本人も、昨年還暦を迎えまして、恐らくニュースでは、例えば「けさ未明、自転車走行中にひっくり返って寝ている男がいた、60歳ぐらいの男性の老人が意識なくして加美

町西町の路上でひっくり返って、あげくの果てに死亡していた。通りかかりの誰かさんの通報で発見されました」というような報道がされると思います。私60歳なんですけれども、やっぱり老人になってしまっているんですね。高齢化率が65歳以上が何人というデータは、既に町の統計表並びにあちらこちらの統計表が物語っておりますので割愛しますが、そうした中でひとり暮らしの高齢者に対して、日常生活上の食料品であったり日用品、買い回り品、そういったものを得るための補助の状況であるとか、冬期間の除雪の対応、高齢者一人ではもう雪べらを持って外に出るなどということは、本当に命とりの現象につながりますので、大変危険なことだと思います。さらに、日々の安否の確認の仕方とか、独居であるがゆえに起きている数々の支障に対する援助のあり方、挙げればきりがありませんが、現行政策上何ら支障がなく行政遂行されているはずであります。しかしながら、今後ますますふえるであろう独居高齢者に対し、優しい加美町の対応はいかにあるべきか、まだまだ切り口は無数にありますが、挙げればきりがありませんので、通告のように目についた特筆すべき事柄についてのみお伺いするものであります。

また、高齢者を乗り越して、お亡くなりになってしまった跡継ぎのない空き住宅、空き店舗、主人のいない住宅、これは老朽化が進み崩壊寸前の廃墟になっているという現状が往々にしてあると思います。とりわけ、ここでお聞きしたいのは、前述の住み手のない住宅の管理についてであります。これは、町長答弁をもって、その後に再びこのことについて論じたいと思います。

そして、さらに誰もいなくなってしまう後に残った、今度はお墓の問題です。町で運営する熊野霊園、約三十数年かかってようやく一昨年前あたりに完売したもので、それもつかの間、今度高齢者による墓所の需要、もっとつくってくださいという住民の要望等に基づいて、再び今度造成することになりました。今後計画が進められているさなかに、その高齢不在者の増加によって管理する人がいなくなってしまうという無縁墓が発生するという実態に対してどう考えるか。身寄りがなくなってしまうことで、お墓の管理の体制の今後の整備という点はどう考えるべきなのかということでもあります。この点についてご答弁をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、3人目の伊藤議員にお答えをしたいと思います。伊藤議員そろい踏みでございました。

まず、高齢者の状況、それから買い物とか除雪とかさまざまな問題点に対してどのように考

えているかということについてお話をさせていただきたいと思います。

まず、本町において65歳以上のおひとり暮らしは、ことしの3月末で777人おります。男性254人、女性が523人であります。また、ひとり暮らしの方を含めた65歳以上の高齢者だけで生活をしている世帯は1,524世帯、現在全体の世帯数が8,068世帯ですから、その19%、約2割は高齢者だけの世帯ということが言えます。買い物支援に関しまして、町としては65歳以上の高齢者が住民バスを利用する場合、運賃を半額にし、利用者の経済的負担を軽減しているところです。また、介護保険では、要支援または要介護の認定を受けている高齢者の世帯であれば、認定者の状況に応じてヘルパーによる買い物の支援などが受けられるという状況です。また、社会福祉協議会では、虚弱なひとり暮らしや高齢者だけの世帯を対象に、週5回夕食を届ける配食サービスなどもしております。

平成23年10月、町で一般の高齢者800人を対象にニーズ調査をしました。その結果、週に1回も外出しないという方が、実は48%もおりました。その理由を問いますと、一番は足腰などの痛みということでした。続いて転ぶのが怖い、トイレが心配というふうな理由でした。今後ますます外出を控える高齢者がふえるだろうというふうに予測されております。そういったことから、高齢者が地域の中で安心して暮らすためには、食事、日用品の買い物支援というものがとても大事なだろうと、あるいはできるだけ外出していただくという努力も必要だろうというふうに思っております。具体的に、買い物弱者に対する先進事例を見ますと、大きく3つ考えられるわけですが、一つは高齢者にかかわって買い物を代行するNPO団体、ボランティア団体へ自治体が助成をするという方法。それから、商店のなくなった地域へ定期的に巡回する移動販売業者へ自治体が助成するという方法。それから、商店が連携して高齢者へ御用聞き、宅配を行う業者に対して自治体が助成するという方法。こんな方法が全国では見られます。また、実は調べてみますと、タクシー会社が買い物代行しているという事例もあります。ですから、いろいろな方々がこういったことにかかわっていくということが大事だろうと思っています。町としましては、これまで以上に住民バスが高齢者の買い物や通院の足となるように、運行の時間やコースの見直し、こういったことについて検討してまいりたいというふうに思っております。

また、除雪対策ですが、本当にこれはひとり暮らしのご高齢の方にとってはかなりの重労働ですし、除雪できないご老人もおるわけです。現在、シルバー人材センターに社会福祉協議会が委託をして行っておりますけれども、会員の減少、それからなかなか条件も厳しいものがありまして、十分利用できる状況にはないわけでございます。そういった中で、先ほどもちょっ

と申し上げたわけですが、地域おこし協力隊の活用とか、そういったことも含めてご高齢世帯の除雪のお手伝いなどもこれから取り組んでいかなければならないというふうに考えているところであります。

また、高齢化に伴いまして、空き店舗、無人住宅の増加が見られるわけです。このことについても、放っておきますとどんどん廃屋状態になって、管理も難しくなっていくわけですので、何とか有効活用していきたいというふうに考えているところであります。特に、空き店舗に關しましては、これまでも融資支援などを行ってきたわけですが、住民や地域ニーズに合った経営手法を学ぶ経営支援講座なども必要だろうというふうに考えております。非常に変化の激しい、先が見えない状況ですので、やはり商店の方々にも勉強していただくということが大事だろうと思っておりますし、またハードの面では、出店希望する方に貸し出すための店舗改装費用、それから賃料への助成、こういったことも必要だというふうに考えております。いずれにいたしましても、商店街の活性化という意味からも、この空き店舗の持ち主や商店主、商店会、商工会などの意見も聞きながら、具体的な対策を講じてまいりたいというふうに考えておるところであります。また、空き家バンクについても、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、無縁墓の対策ですが、核家族化に伴い、近い将来身寄りがなく墓をとらずになくなるという方もふえてくるだろうというふうに思います。また、既存のお墓を継承する親族がいなくなるというふうなことも考えられます。熊野霊園につきましては、継承者がいなくなったことを確認できれば、10年を経過した日に霊園の利用は消滅することになっております。墓の改修費用は、相続人がいれば原状に復して返還していただくということになっております。相続人がいない場合は、町の費用で更地にして遺骨は無縁墓に合祀するということになっております。また、身寄りのない遺骨や行旅死亡人なども含めて遺骨を埋葬するために、現在造成中の熊野霊園拡張工事の中で、1区画を無縁墓として用意しているところでございます。

以上の町が今っております対策等についてご説明させていただきました。よろしく願います。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 少し順序は逆になりますが、今最後にお答えをいただいた熊野霊園について触れたいと思うのですが、10年経過した以降はというような条項がちょっと私理解しておりませんで、なるほどなと、そういうことであればということなんですけれども、一応今までやってきて売れてなくなって、また欲しいからということで造成して提供するという作業が、

今度は放置される状態というか、今の社会情勢からいって、だんだん管理をする人がいなくなるという状況が把握できているのに、またそれを販売してということで、何か一つの縛りなり規則なりをもうちょっと厳しくする必要があるのではないかと、無縁墓のほうの管理システムづくりをもうちょっと、もう一步踏み込んだ形で管理をするというか、そういうふうにしなないと、単なる管理をされない土地をふやしてしまうお手伝いをするにつなってしまうのではないかというふうな危惧がありましたので、その辺をですね。

それで、今首都圏とか都会でもいろいろな例がたくさんあると思うんですけども、とにかく身寄りのない人でもって、墓はあるんだけどどうしようもないということで、最近ですと終活、就職活動ではなくて終わりの活動、要するにお亡くなりになる前の高齢者の方々が、自分のついの住みかの先ですか、そのことまでお考えになって、いろいろなシステムというか形が起きているということが、ちょっと報道の中で見ましたので、いずれ加美町もそういった現象になるだろうということで、その先進例といたらおかしいですけども、そういったことに学ぶべきではないかということで、将来、今度町民課のスタッフなりなんなりが考えていくことだと思うので、ちょっとここでご披露させていただきたいと思うんですが、骨を遺骨の下にただまくというか、樹林墓地ということで、ただまいておけば、もう墓石を立てなくとも家族の気持ちで自然に帰ってほしいというその思いから、というのが非常にはやっておるそうであります。または、自宅にその遺骨を小さい、例えば高価な何かの入れ物に入れて、手元墓というんですか、手元に置くお墓ということで、それでもって心のよりどころにするというようなやり方であったり、あとはマンションですよ。いろいろとそういったことをやっておるということだそうです。ですから、いずれ加美町でも起こり得るということが予想されるのであれば、そういったシステムも熊野霊園の販売と一緒に考えになってもいいのかなというようなことを、転ばぬ先のつえではないですけども、ご提案をしたいということです。これは回答は必要ありませんので、今後の方針なり考え方の中で盛り込みをいただいて、十二分に検討して、きちんとした熊野霊園をつくっていただきいと、そういうふうに思います。

あと、2つ目の買い回りについてなんですが、ただいま町長から全国の実例をいろいろお示しいただきました。では、加美町はどうするというふうに、具体的に今起きていることに対して、包括支援センターとか先ほどのケアマネジャーの話等々ありましたけれども、では今は実際やっているけれども、今後どうするんだと、直近で考えられ得る何かありましたらお答えをいただきたいんですが。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

今すぐに考えられる支援というのはなかなか出てまいりません。やはり、行政だけではなくて商工会とかいろいろな団体と、それから今まちづくり委員会等も立ち上げて、いろいろ商店街の活性化もやっておりますので、その中でこういった買い物の支援がどの程度できるか、そういうことを今後考えてまいりたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 今若い有志の方々が、加美町を活性化するためにいろいろまちおこし隊、何か団体ありますよね。そういったところに、やっぱりあなた方の目で、じゃあ高齢者に対する温かい配慮の見方は何かということが、ちょっと若い人たちなので、今から先、そして現在ということにあるんですけれども、現実にはその高齢者が住んで維持をしている町でありますから、その辺のところにも視点を置いていただくようなことを、行政側からちょっとアドバイスというとおかしいですけれども、ぜひお願いして、その若い人たちの知恵をそういった部分にもお借りできるようにお願いができればなと思うんです。

実は、おととい現実にあった話何ですが、私の近所に86歳、87歳か、のご婦人が1人でお住まいの方がいらっしゃいまして、ちょっと何か用事があるということで出かけたらしいんです。自宅から何メートルも離れていないんですけれども、その方が転倒しまして、ちょっと手をすりむいて転倒して起きられない、なおかつ出血が物すごく激しくて、たまたま通りかかった方がそれを見つけていただいて、通りかかった方というのはもともと加美町出身の方なんです、今は関東のほうにお住まいで、何かの用事で来たときにその転んでいる人を見つけて、真っ白いきれいなスーツを着ていらっしゃったらしいんですけれども、もう血だらけになってその方を一生懸命介護して、うちの近所ですので、うちのほうにおいでをいただいて、ではどうしようかということで救急車を呼ぼうと。でも、救急車を呼ぶとうちの息子に怒られるから呼ばないでけろとか、いろいろな問題がありまして、どうにかこうにか病院には連れて行って対処した経緯があります。事ごと日常的にそういうことが起きていますので、ぜひ将来、未来ということじゃなくて、もう今から1分後に起きるであろうことが予測されますので、その対処の方法とかそういうことは、もう今すぐの課題として、いずれではなくて、ぜひおやりをいただきたいということでもあります。これもまた同じことになりますので、それも頭の中に入れて今後の計画なりに盛り込んでいただきたいということでもあります。

次に、冬期間の積雪の問題なんです、これはもう言い古されていることで、どうにかこうにか、建設課長でいいんですか、雪掃き、町民課長か。今まではどうやってそれをクリアして

きましたか。こうやってやってけろとやったときに、そうですがかといったときに、現実にごきかに出動かけて雪掃きしてきたと思うんですけれども、具体的にどうやってそれは対処されてきましたでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

建設課では、町道と公共施設の除雪を担当しています。それで、問い合わせ等、議員さんがおっしゃるような、ひとり暮らしの老人の方が除雪をお願いしたいというふうな問い合わせがあります。そういった場合は、先ほど町長もご説明したとおり、社会福祉協議会の制度を利用させていただきたいということを伝えまして対処しているわけです。同じように、私もできるだけ除雪はやってあげたいというふうな気持ちはあるんですけれども、なかなか敷地の大きさなりいろいろな問題があります。町道を除雪する時間もなくなるというふうな形もありますので、できればお住まいになっている地域皆さんの協力であってしてもらって、その方たちの除雪をお手伝いしてもらうような制度をぜひつくってもらいたいなと私は思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 要するに、行政の対応には限界があるのではということで、その地域の皆さんのということでいいんですかね。そういうことは全くそうだと思うんです。それと一緒に、今積雪のことでちょっと視点を変えます。

この間の防災訓練ありましたよね。あれは8月のいつでしたか、ついこの間です。その際に、やっぱりこの防災訓練でいろいろ動ける人がいっぱい来て、何だかんだいろいろやったんですけれども、そのときにやっぱり独居の老人の人に通知が行っているんだろうかと、万が一事が起きたらどうするのということで、現実論の話になったんです。訓練ですからという話なんです。が、実際起きたらやっぱりこれはゆゆしき問題だと思うんです。それで、今問題にしたいというのは、独居の老人の方がどこに住んでどうだということを、その区域の誰が全体の把握をしているか。例えば民生委員の方といっても、一部しかわからないわけですよね。まして町のほうでは、それを取り仕切る福祉課なりなんなり、どこにどういう人がいるというのはわかっているんだろうけれども、万が一事があったときに、災害が起きたときに、じゃあ誰がどこに行ってどう手伝ってどう運んでどうして救助をするというようなことが全くわからないですね。だから、それは今度個人情報保護法なりなんなりで、この人何だかんだ余計なこといわんねんですがということでガードされている向きがあって、以前にもどこかの何かの質問で私言ったんですけれども、やっぱりそれガードを外しておかないと、せめて民生委員と区長には、守秘

義務を持ちつつ、わかっているよというようなことまでしないと、高齢者対策に対する防災に対しては、ちょっと大変なのではないかなと思ったんですけども、その辺に関してはどのようにお考えですか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

ただいまの独居とか災害時に援護、支援が必要な方につきましては、一昨年から災害時要援護者登録制度というふうな事業を始めまして、今回はちょっと名称を変えたんですが、今は避難行動要支援者登録制度と言いまして、これは例えば75歳以上の高齢者、ひとり暮らしの方とか、心身に障害のある方、そういった方々が災害時に何らかの不安をもって、隣近所の方に支援をしていただきたいというふうな方について届け出を出していただいております、今大体私のほうで把握している方々2,000人ぐらいいるんですけども、そのうちの大体40%ぐらいの方が今登録しております。今回の防災訓練の際にも、その登録されている台帳につきましては自主防災組織のほうに名簿、台帳をお届けしております。区長さんとそれから民生委員さんがお持ちでして、今回の防災訓練の中で、その台帳を活用して実際安否確認みたいなことをやった行政区もあると聞いております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 現実、その防災訓練がある3日、4日前に、私たちも行政区で集まって、区長とそれこそ民生委員も来てもらってやったときの話は、全く理解されていなかったんです。誰にどうやって言って、どの人を運べばいいのか、それも訓練だからしているんだけど、俺らデータないからわからないんですという話で、ですから今課長おっしゃったように、やっているところもある、やっていないところもあるのではなくて、早速そういうのは全部に周知してやっていただかないと、さっきも12時28分に地震起きているんだから茨城で。またここで起きないということはないんだから、あしたのこととかいっていないで、すぐに。やっぱりそいつでもって共通な、要するに地域防災のためのガードをつくれるようにしていただきたいということです。

それで、私が一番言いたかったのは何かというと、いろいろな高齢者の中でずっと流れてきて、いろいろな問題があると思うけれども、ここで一番思っているのが廃屋の問題なんです。ところが、これは所有権があって、個人のそれに帰属するという問題があるので、ここで一つの例をちょっと言えば、何となくこういうことなのではないかなとわかるかなと思うんですけども、先日何か見ていたら、淡路島に巨大な平和観音像というのがあって、これは住民人の

ない住宅だとか主人のいない店舗と同じような例としてちょっと捉えられるのではないかなと思ったんです。つくった人は、それはえらい何十メートルだか大きい、地元の人で事業に成功して、地域おこしとかの意味も含めて巨大な平和観音像なり何かつくったらしいんですけども、2006年にそのつくった人が亡くなって、その後にその家族もそれは相続しませんということで放棄されてしまって、巨大な朽ち果てたでっかい平和観音像だけが淡路島にどんと残ってしまったそうなんです。ところが、老朽化しているものだから、もう風雨でやられて大きなコンクリート片がばんばん落ちてくると、地域に歩いている人とか通行している人たちの頭に落ちてきたり、さてこれは大変だということで淡路市のほうに管理を頼んだら、これは私たちのものでもないし、直すとしても1億円ぐらいかかるんだと、債権者はいるんだけども所有権はないと。市としては、市税を使ってまでそれを修理するわけにはいかないので、それはだめだと。ただ、法律家に聞くと、やっぱり市に安く引き取ってもらって修理するというのが最善の策ではないかみたいな、そういう回答らしいんですが、それを我が町の廃屋なり、それこそ住み手のない店舗に置きかえると、どうにかしてそれをクリアにしておかないと、子供たちがいたずらしたり、たばこの火でぼんと家が燃えたり、災害につながるものが往々にしてありますし、あっちこっちの区長さんたちと話すで大変なんです、その管理。ところが、言っても語ってもさっぱりその人なんていうことはないし、あげくの果てに誰の持ち物かわけがわからなくなっているというのがかなりあります、この加美町に。旧町内にだけでも、あそこあそこ挙げればたくさん出てきます。そこで、ひとつここで皆さんの知恵をお借りしたいんですが、物を建てる時には建築基準法という非常にガードのきつい法律ですね、新規の住宅を建てるのにああでもない、こうでもないということでガードされますが、ではそれを撤去する際は、何かいい方法があつてばんと片づけたら更地になると、そういう問題が一挙に片づくのではないかと思うんですけれども、それに関して何かいい方法なり、それを片づけるための手段というか手法なり、何か考えられるものはないでしょうか。今ここでぼっと聞くといって、大変なことだと思うんですが、あえて総務課長あたりなら答えられるのではないかなと思うんだけれども何かないですか、例えば。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

空き家問題ということで、企画財政課のほうでは空き家の利活用という側面で今やっていますけれども、今言ったように危険家屋等については、ご案内のように所有者があるということが最大のネックでありまして、町が勝手に解体するということとはできないということでありま

す。ただ、秋田県のほうでもやっておりますけれども、明らかに住民に危害が加わるというような、雪による、そういったことで代執行を行うと。そして、その解体の費用を所有者に請求するというやり方は行っております。それができるといことであればそれぐらいだというふうに思います。加美町にも、すぐにでも空き家でも住めるような物件もございますが、それは空き家バンクで活用していただくと。危険家屋については、今後条例等の制定も含めて、所有者に対して適正な管理を促すということを手始めに、それからいろいろな国の制度、そこが例えば小さい公園として利用できるようなところであれば、それを町が撤去をしてそこに公園をつくるという、そういったものについては補助事業等もございますので、いろいろな施策をそれぞれの状況に応じて適切に対応してまいりたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 適切に対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問に先立ちまして、先日宮崎地区と申しますか、その方から電話をいただきました。内容は、今この大事な時期に何を考えて中新田だの小野田だの宮崎だの語っているのかと、一つになって事に当たらなければならないときに、宮崎だの小野田だのと分ける気か、どういうふうに考えているのかというふうに質問されたんです。何のことですかと。だっておまえ、加美町一つになって事に当たらなければならないえらい重要なときに、中新田のやつら小野田と宮崎と分けて町の名前考えてというのを聞くのかときたから、何のことですかという話をしたのだけれども、これほどさように町の人たちが危惧している、今の町民の負託というのは指定廃棄物の処分建設は絶対に阻止しろよということだと思うので、そのことと俺が今度聞く話と全く別な次元で、おとといこの話したのですよと話したら、おまえどう考えるんだというから、俺は反対の立場でものを進めているんですと言ったら、わかったということで事は終わったのだけれども、そこでお伺いをします。それはそれですね、全くその話ですから、ここでインターネットを見ている人も間違いのないように、中新田、小野田、宮崎というこの由緒ある地名を復活させろというのは、今始まったことではないです。この3つの町名を、加美町何々ということに付し大字の表示ということにすることについて、町長はどのようにお考えか見解をお伺いしたいものです。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、合併する際の合併協議会の中で、町政方針ではこの同一地番が存在せず、住民表示に混乱は生じないと、それからこの住所が長くないようにというふうな

配慮もあり、現在の字になったというふうに聞いております。合併して12年になりますが、大分町民の間でもそれぞれの地名理解が進んでいると思いますし、特に混乱も生じていないということで、現時点でこの大字を新たに復活するという必要性は私としては感じていないところなんです。もちろん、この小野田、中新田、宮崎という地名に対する愛着というものはあるのは当然のことだと思っておりますし、これは大事にしていかななくてはならないと思っております。現在公共施設にも、例えばここであれば小野田支所とか中新田体育館とか宮崎の公民館とか、そういった旧町名が付されておりますので、決してこの旧町名が全くなかった、これからなくなっていくということではありませぬので、大字名を使わなくとも、これまでの町名そして町民の愛着というものは維持していけるんだろうというふうに思います。この昭和の大合併で、例えば中新田を例にとれば、広原村、鳴瀬村というのが合併したわけですが、やはりいまだに鳴瀬、広原というものは公共施設等にも使われておりますし、地域の方々もやはりその地名に対する愛着を持っていらっしゃる。また、それぞれその地域でのアイデンティティーというものもお持ちであるということです。ですから、必ずしもこの大字名にしなくとも、この旧町名というものは今後とも私は残り得るのだろうと、そしてその愛着心というものは人々の心の中には受け継がれていくのだろうというふうに思っております。ちなみに、大字を入れた場合、加美町中新田とか大字を入れますと、住民基本台帳とかさまざまな基幹業務、システムの変更が必要になります。最大で2,500万円ほどかかるというふうに試算をしております。ですから、私としては旧町名を復活して大字名とするということの必要性は感じていないということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 町長の認識はわかりました。私と全く意を逆にするわけですね。私は日常生活していて、やっぱり欲しいなと、今890何カ所、要するに中新田、小野田、宮崎がなくなったことでぱっと出てくる地名が加美町に893カ所あるんです。それがぱっと何かあったときわかつぱかね、みんな。一番苦労しているというのは、あちこち移動したり、郵便局はさることながら、例えば消防署も今は何かぼんとあるというのはあったけれども、加美町何とかと出たときに、その場所の特定ができなくて非常に困っているという人が、私の周りにたくさんいるんです。それで、合併してすぐ、平成15年に協議会で決定して、その3町の名前をとることになったときも、これは残したほうがいいのではないかと。でも、時の協議会で、じゃあそれはとりましょうということで決定した経緯はあったそうでもありますけれども、やっぱりそれが失敗だったということで、大崎市の合併では鹿島台も鬼首も鳴子もみんな残したわけ

ですよね。そして、当時私、今ここでどうのこうの言ってもしょうがないんですけども、平成22年に、前に議席をいただいたときに、前の町長さんに同じことを聞いたんです。そうしたら、それに対しては理解もできるしわかると、非常に重要なことだと思うから検討するという回答をいただいた経緯があったんですけども、たまたまこれは昔の話ですから、今どうなのかなということで、それで日常にも毎日生活していて、前もそういうことがあって、何か直すと金がかかると、万が一……という話の前にも地域審議会とかいろいろなのがあったときにも、そこからも答申されて、宮崎の審議会なんかでも、2年目か何かでやっぱり宮崎、小野田、中新田は復活してほしいという答申はされていたはずですよ。それが、2,500万円かかるということと、当時は何億とかという話だったと思うんですが、万が一企業からそれを変えるのに錢かかるから賠償してくれと言われたら、その費用はどこで持つのかという話だったので、そういうこともあるのかと、知らなかったなということで、私も考えられ得る手でいろいろなことで、あと町に来ているコンピューター業者の人に聞いたら、変えるのはボタン一つぽんと押せば変えられるんです。あと印刷物の関係だのなんだのあるけれどもという話もして、経費の部分でどうのこうのと言ったら、2,500万円という話だったですけども、コンピューターだのなんだのにもかかるのといったら、いやかかりませんと業者は言っていました。ですから、事ごとさように、今から市場調査も必要かどうかわかりませんが、せっかく合併して一つになってということで、加美町一本でいくという話ですずっと進んできたんだらうけれども、実際やって11年たってもまだおどけでないと、錢かかったって何だって必要なんだからやってけろという話で、再度私は町長にお伺いをしたわけで、やらないという回答ですので、わかりましたというしかないんですけども、万が一今後もそういう話があって、ぜひ必要だからお願いしますという声がもしあるとすれば、ぜひお耳を傾けていただきたいし、あとは釈迦に説法ですが、これは自治法の260条第3項、簡単に換えられますから、議会が賛成と言って単純多数して、あとは知事の許可さえあれば町名はすぐ復活できます。それを最後にお願いをしたいというか、やらないという回答なのでどうしようもないですけども、私はそういうことを要望して、ぜひ歴史のある中新田、小野田、宮崎の名前を付すぐらいのこと、簡単にできるので、それは議会の皆さんも恐らく賛成してくれると思います。これをお願いして質問を終わります。

○議長（下山孝雄君）　町長。

○町長（猪股洋文君）　大変な貴重なご意見ありがとうございました。実は、私のところにはそういう声が全く届いておらないものですから、余り切実に感じておらないんですが、いろいろな方からのお話は聞いてみたいと思っています。なお、大崎の場合は、加美町と違いまして

1市6町の合併ということで、これはやはりなかなか比較ができないだろうと、松山と鳴子では全くこれはお互いにわからないということもあったと思います。幸い加美町の場合は、中新田、小野田、宮崎というのは昔から交流があり、それから嫁に行ったり来たりというふうなこともあり、比較的皆さん大体のことはご存じだろうというふうに思っておりますので、あえて大字をつけて長い住所にする必要はないというふうなご判断だったのだろうと思います。いろいろな方の声を聞いていきたいと思っていますし、また大事なことは、やはり交流することが非常に重要だと思っています。実は、土曜日のナイトバザール、宮崎ですね、初めて中新田から来た、小野田から来たという方が結構いらっしゃったんです。これまでは宮崎だけの地域のお祭りでしたけれども、今回初めてほかの地域からも来たという、それだけ実は合併して12年たっても交流がそれほど進んでいないということなんだと思います。ですから、やっぱり交流を進めていくということが、現時点では何よりも大事なことだろうというふうに思っておりますので、そういったことで進めてまいりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして6番伊藤 淳君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。3時20分まで。

午後3時02分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番、2番早坂伊佐雄君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 早坂伊佐雄君 登壇〕

○2番（早坂伊佐雄君） それでは、通告に従いまして、大項目3点につきまして質問させていただきます。

これまでも定例会やさまざまな会議の場におきまして、私の発言が話題になったり、本日も先ほど来議員の方々から期待をされている向きもあるわけですが、ましてや執行部や議員の方々から、伊佐雄さんは笑いをとるのにいつ考えるんですかというご質問までいただきましたが、一般質問についてはいろいろ考えるわけですが、私は吉本所属の議員でもありませんので、あくまでも無所属でありますので、本日議員の皆様、執行部の皆様方も既に教養と休養を十分にお取りいただいた時間帯かなというふうに思いますので、なまりなく標準語で質問をしたいなというふうに考えております。

それでは、まず第1点ですが、シルバーハウジングについて質問させていただきます。

小野田北原住宅敷地内に現在建設中のシルバーハウジングについて、以下の点についてお問い合わせをいたします。

まず1点ですが、建設の現在の進捗状況について。

2つ目としまして、以前と違ってこれも大分煮詰まってきたかなと思うんですが、入居条件や家賃など、入居に関する要項等について。

3点目といたしまして、入居者が自立できなくなった場合などの対応についてお問い合わせをいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、教養は別として休養、栄養もとりましたので、最後の質問に頑張ってお答えさせてもらいたいと思います。

まずは、シルバーハウジング建設の進捗状況についてであります。

8月末までに基礎コンクリート工事が完了いたしました。その後、型枠の取り外し、配管貫通処理作業、外側の仮設の足場組み立て工事などを行いまして、現在は土台の敷き並べ、はりや柱の組み立てなどの軸組み建て方工事などを行っているところであります。9月中旬での出来高は、約20%でございます。契約上は3月25日まで完成ということになっておりますが、現場としては本格的な冬が到来する前に完了したいと、12月いっぱい完了したいということを目指して現在取り組んでおるところであります。

また、2点目の入居条件や家賃など入居に関する要項等ではありますが、入居対象者は60歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者だけの世帯、または夫婦のいずれか一方が60歳以上の世帯であることとしております。また、入居時において日常生活が可能で自炊ができる程度健康な人を想定しております。入居希望者の日常生活の自立度を判定するということが必要になりますので、入居申込時に町営住宅の申請書類のほかに、自活情報申立書も提出してもらうことにしております。そういったものを通しまして、入居条件に合致するかどうかの判定を行いたいというふうに思っております。判定の際には、福祉課、地域包括支援センター、町民課等で選考、協議をし決定をしたいというふうに考えております。

また、対象となる人は、先ほど申し上げましたが、日常生活は可能であるけれども一定程度不安があるという方、食事、排せつ、衣服の着脱の一部の介助が必要、そして生活援助の利用が望ましいと認められた人で、要介護2までの方を考えております。対象とならない方ですが、

もちろん健康で介護及び社会的支援を必要としていない状況の人、これは当然であります、介護及び社会的支援を恒常的に必要とする状態の人、要介護3以上の方、この方も対象外ということになります。この方々はむしろ他の施設を利用するほうが望ましい方々とも言えます。こういった基準に合致した希望者を対象にしますが、希望者が多数の場合は、現行の町営住宅の選考と同様に抽選で決定をしたいというふうに考えております。

また、家賃についてであります。家賃は一般の町営住宅と同様の基準で算出され、入居者の所得で家賃が決定します。1万3,300円から2万6,200円の家賃になる予定です。具体的に参考例として申し上げますと、65歳以上の単身者で244万8,000円までの年金収入の人は、下限の1万3,300円と。65歳以上の夫婦で、合計の年金収入が465万円までの世帯ですと1万9,800円の家賃ということになります。家賃の上限ですが、65歳以上の夫婦で合計の年金収入が550万円の世帯で上限の2万6,200円ということになります。それ以上の収入の方は入居できないということです。また、この家賃に加えまして見守りサービス部分の費用負担もございます。生計中心者の前年の所得額から、無料の方から最大で月額4,900円までを徴収することとしております。

3点目、入居者が自立できなくなった場合にどう対応するのかというご質問でした。介護認定の要支援から要介護2の範囲内であれば、訪問介護やデイサービスを利用しながら継続入居が可能だというふうに考えています。しかしながら、認定区分が要介護3以上になると、身の回りのことに加えてトイレも自分1人ではなかなかできなくなるというふうに思われます。また、認知症の症状が悪化し理解力の低下が見られるようになりますと、これも介護サービスを利用しても入居し続けるということは難しくなるというふうに思われます。このため、町では入居時から一人一人の心身の状況を記録し、必要に応じてサービス調整会議を開催し、入居者を支援してまいりたいと考えております。また、シルバーハウジングでの生活が難しくなる前に、地域包括支援センターが中心となって本人や家族、ケアマネジャー及び関係機関による地域ケア会議を開催し、どのように対応するか検討をしてまいりたいと考えております。その上で、対処方針を検討した上で施設サービスの利用が必要と判断した場合には、特別養護老人ホームへの入所申請の支援、さらにこの特別養護老人ホーム、先ほど申し上げましたように待機者が大分おりますので、すぐには入居できませんので、介護老人保健施設への入所申し込み等、調整等を行ってまいりたいと思っております。また、認知症の進行が見られる場合には、認知症対応のグループホームへの入居申請を支援してまいりたいというふうに思っております。このように、入居者への支援を進めながら、自立した生活ができなくなったときには次の生活

の場に移れるように、近隣の介護施設や医療機関との連携、調整を図りながら支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上３点についてお答えさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○２番（早坂伊佐雄君） 特に、１点目、２点目について再質問させていただきます。

ただいまの説明で、完成が大体12月末をめどにというふうなことのようですけれども、当初の入居開始時期とちょっと早まるのか、その点についてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

工期はもっと長いんですけれども、完成予定として12月ということですので、早くなった場合でも対処できるようにということで、条例や要項等は整備しておきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○２番（早坂伊佐雄君） 平成25年６月実施の高齢者向け町営住宅アンケートによりますと、小野田地区を希望している入居希望者が11人おりました。早期利用開始というふうなこと、大変喜ばしいことだと思うわけですが、平成26年度入居可能となった場合ということとの、早まった場合との交付金の関係についてお伺いをします。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

最初の交付金の関係ですが、このシルバーハウジング建設費の交付金は年度内予算ですので、工期が12月に完成しても変わりはありません。以上です。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

入居に合わせて生活援助員の配置も必要になってきます。生活援助員については、ほかの自治体を見ますと、地域支援事業のほうで対応して国の交付金をいただいているんですが、年度途中となりますと、介護保険事業計画に計画を上げていないと国からの交付金がもらえないということで、例えば来年の１月とか２月に入居が始まったとすれば、３月までの間は町単独での事業費になります。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○２番（早坂伊佐雄君） 先ほど議員の質問の中に町長の答弁がありましたけれども、地元木材の利用が約４割というふうな話があったわけですが、工事金額に対する地元木材の金額

のほうの割合というのはいかほどになるかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） ご質問の金額の割合は、ちょっと詳しい積算資料を持ってきませんが、町長が説明している中では、町産材の使用状況については柱とか筋交いなどの軸組みの柱のほか、天井や壁の下地、屋根の野地板などということで、加美町産の杉を使用することで業者に努力してもらっているところでございます。工事費の比率の割合ですが、木工工事ということで、全体として15.1%の木材使用、木工工事としてですね、設計の割合になっております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 前回質問された議員のときにもあったんですが、ちょっと確認なんですけれども、いよいよ使用開始が近づいてきているというふうなことになるわけですので、持ち家がないということが条件になっているかと思うんですが、入居希望者の本人名義でなくて持ち家が家族名義の場合、これは入居要件に該当するのかということを確認させていただきます。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

本人名義ではない場合は可ということで認識しております。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 持ち家がないということが条件になっておりますので、どこに入居するに際しても家賃が発生するわけですが、先ほど町長の説明では、一応いろいろと考慮するんだというふうな考えはあったわけですが、平成25年6月実施の高齢者向け町営住宅のアンケートによりますと、年収が50万円未満の方が20.8%、入居希望者67人が負担可能な家賃ということで、1万円未満が5人、1万円から1万5,000円が40人と、約60%というふうな状況ですが、先ほどの算出も理解できないわけではないんですが、例えば生活保護とかの場合に、さらに減免というふうなお考えがあるかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

生活保護の方が入居する場合に限ってでございますが、生活保護の方については住居費が2万7,000円までもらえますので、その中で家賃は支払いが可能です。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） L S Aの勤務時間とか業務内容とか、あるいは夜間の体制とか、今の段階である程度わかっているのであればお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

生活援助員の、まず委託につきましては、社会福祉協議会か加美玉造福社会、この2つの法人のいずれかにお願いしたいと思っております。これは、どちらも近くにヘルパーステーションがあったりサンホームがあるというふうなことで、その辺の介助等のスペシャリストがいるという理由でございます。

そして、あと生活援助員のシルバーハウジングの中での勤務状況につきましては、今一応平日月曜から金曜までの、例えば8時半か9時ごろから5時まで常勤あるいは定期的に巡回してきて、入居者の相談等に当たるというふうなことで、例えば土日祝日、それから夜間については、緊急通報システムを設置しますので、それで対応できないかなということで今検討している段階です。まだ決定はしておりません。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 工事が順調に進捗していて、予定よりはちょっと入居開始、使用開始も早まるかなというふうなところで、現実運営に際して心配点というか、そういうものが今の時点でないかどうかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

まず、生活援助員のほう、先ほどもお話ししましたが、2つの法人のいずれにするかというのが一つ大きな問題になりますが、これについては5月ごろに一度2つの法人の所長さんあるいは事務担当者とも1回内容をお話ししておりまして、先月も県内のそういったシルバーハウジングを視察してきておりますので、10月にはどちらかの法人ということでかためていきたいなと思っております。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 3点目につきましては、先ほど町長から丁寧な説明があったわけですが、やはり入居に際しましては、自立がいずれできなくなるわけですので、継続入居困難というふうになり、当然退去というふうな事態にいずれなろうかと思えますけれども、そこがやはり入居される方の一番心配な点でもあり、一番支援、フォローというふうなところまで考えていらっしゃるようですけれども、そこが一番やはり大事な点でもあろうかなというふうに思い

ますので、引き続きいよいよ使用開始になりますので、その辺を十分ご考慮いただければというふうに思います。

それで、小野田地区に対しましては、平成25年6月のアンケートでは11世帯ということで、8つ建設中ということで、ほぼ充足できるかなと思うんですけども、そのところで加美町全体で入居希望者が67人で、小野田が先ほど申し上げましたように11人なんですが、中新田地区を希望している方が52名、宮崎地区を希望している方が3名というふうになっているわけです。それで、宮崎は何で不人気といいますか希望が少ないかというふうなところでは、以前からあった店がなくなって買い物の不便さであるとか、したがって中新田地区であれば入居したいというふうな説明があったかと思うんですけども、その後多少内容が違いますが、新たな店舗もできて状況が変化しているかと思いますが、宮崎地区の入居希望者に意識の変化というふうなものはないのか、その平成25年以降に新たなアンケートというものはとられたのかお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

平成25年6月の後はアンケート調査はとっておりませんので、今宮崎地区の方がどのように考えているかは、まだちょっとわかりません。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） シルバーハウジングの件に関しては最後の質問にしたいと思うんですけども、平成26年3月末時点で、60歳以上で持ち家のない世帯が中新田地区で130世帯、小野田地区で25世帯、宮崎地区で46世帯と、加美町全体で201世帯あったわけですけども、それと町営住宅と今後のシルバーハウジングの計画、特に中新田とか宮崎について、以前検討中というふうなことだったかと思うんですけども、その後についてお伺いをいたします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

これからのシルバーハウジングの計画なんですけれども、今回の申し込み状況、あるいは実際の入居者の意見などを参考にしながら、当初計画どおり進めるかどうかも含めまして、1年間かけてモニタリングしながら新たな設計及び計画を立てる予定でございます。そして、来年度1年間かけて計画を練って、早ければ2年後にまた建設に至る予定でございます。あと、中新田、宮崎どちらかというようなことも含めまして、まだ結論は出ておりません。以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君）　続きまして、2番目の敬老会について質問をさせていただきます。

敬老会につきましては、昨年度から小野田地区につきましては行政区単位と、中新田、宮崎地区につきましては旧町単位で一堂に会して実施をしているというふうなことでございますが、以下2点につきましてお伺いをいたします。

現在の敬老祝金支給の対象が、条例によってその年において77歳以上というふうに定められております。同級生との再開の場というふうな敬老会でもありますので、その12月末という暦年という考え方から年度単位というふうにする考えはないかということがまず1点でございます。

それから、2点目ですが、小野田地区は昨年度より行政区単位で開催をしているわけですが、参加率から見ても成果を上げているのではないかと思います。ただ、地区の同級生の方や他の行政区の知人との再開の場でもあるというふうな意味合いからしますと、今年度はもう直近ですので難しいと思うんですが、その開催方法を数年に一度の頻度で、場合によっては旧町全体とか、そういうふうな敬老会の開催というふうに実施をする考えはないかということについてお伺いをいたします。

○議長（下山孝雄君）　町長。

○町長（猪股洋文君）　それでは、ご質問の2点についてお答えをいたします。

敬老者を暦年から年度単位に変える考えはないかということでありました。実際同級会的な要素というのはあるわけですし、中新田の敬老会の打ち合わせのときなども、そういった声が婦人会などからも出てきております。ですから、町としましては敬老会の招待者を年度単位へ移行してまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の、現在小野田で行政区単位で行っているわけですが、これを全体での会というものも実施ができないかというふうなことでありましたが、小野田地区、平成24年度と平成25年度を比較しますと、平成24年度参加率が30.8%だったのが、各行政区ごとに行うことで、平成25年度は49.3%に増加しております。多くの方々に満足していただいて評価をいただいておりますので、継続して区長さんを中心に各行政区で実施をしていただくということになるかと思います。

しかしながら、一方でやはり先ほどもお話ししたような同級会的な意味合いもあるものですから、行政区だけではなくて、同級生に会いたいという要望もお伺いしておりますので、町としては現在の各行政区での敬老会が定着した、浸透した段階で、小野田地区全体の敬老会というものも何年かに一度、定期的で開催できればいいのではないかというふうに考えておると

ころであります。以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 先ほどの6番議員と違って、考えが相反するとなかなかこれ以上進展しないんですけれども、賛同していただいたようですので、滅菌器に続いて2つ目の成果かなと思っているんですけれども、多少再質問させていただきたいと思います。

今年度の中新田地区と宮崎地区の敬老会の参加率というのは、これまでとさほど変化なかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

中新田地区の敬老会につきましては、先週11日の木曜日に開催しました。それで、当日式典から祝宴のほうまで参加された敬老者の方が514人ということで、名簿のほうでは招待者名簿が1,831人ということで、出席率が28.1%、昨年が29.2%でしたので、1.1ポイントぐらい下回ったのかなという感じでおります。それから、宮崎地区の敬老会につきましては、9月12日の金曜日に開催させていただいたわけですが、宮崎地区につきましては、式典の出席者が304人、昨年在297人で行いました。ただ、招待者の数もふえておまして、全体で1,039人で行いましたので出席率が29.3%、宮崎についても去年も29.3%ということで、出席割合からすると宮崎については昨年並みの出席率となっています。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 行政区単位の敬老会開催の場合の補助金の対象となる人数なんですけれども、その対象とする時期というのはいつになるかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

小野田地区の行政区主体の敬老会に当たりまして、補助金を今年度は1人当たり1,500円ということで支給させていただきます。それで、敬老者の基準日でございますが、ことしの4月1日現在で、しかもことしじゅうに77歳以上になる方、その方々の人数で行政区のほうに補助金を交付する予定になっております。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 町長が前向きな発言ありましたので、特に答弁を要しないわけですが、私もちょっと早生まれなのでそれを言っているわけではないんですけれども、ちょっとまだ77歳までは時間があるのですが、参考までに申し上げますと、敬老者招待者の基準日を、その年

の12月31日と定めている自治体が17、翌年またはその年の4月1日というふうに定めているのが18でございますので、ぜひその辺も、さっき見直すというふうなお考えあるようですので、前向きにご検討をいただければと思います。

そして、この敬老会について最後になりますけれども、先ほどもちょっと出ておりましたけれども、加美町合併して11年目ということで、なかなかやはり高齢者の方々が旧町単位であっても出席率が余りよくないと、ましてや加美町は一つだから1カ所というのでは、やはりさらなる参加率の低下が心配されるかなというふうに思いますけれども、いろいろ行政区単位といても、1桁の行政区から400何人までの行政区もあると思いますので、事情がある中でなかなか統一性を持たせるというのは厳しいというものも現実問題としてあるのかもしれませんが、先ほどのように数年に1回とか何らかの形で、旧町単位の垣根というか、おのおのの考え方が違うというのはやっぱりちょっと不自然ではないかなというふうに思いますので、何らかの時期に何らかの形でそういうふうな統一性というか一貫性を持たせる、近づける努力をしていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町によって、持ち方がいろいろあるようでございます。中には式典だけを合同でやって、お祝いをそれぞれでやるというふうなところもあるようです。さまざまなほかの事例なども調べながら、よりよい形での開催をしてもらいたいと思っております。ご理解ください。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 最後、大項目3点目になります。子育て、教育関係についてでございます。

まず、1つは今年度から実施されております若鮎給付型奨学金についての応募状況と選考状況についてお伺いをいたします。

2つ目としましては、加美町の放課後児童クラブが、その実施要綱により小学1年生から今は3年生までというふうになっているかと思えます。町長が必要と認める場合には6年生までの児童が利用できるというふうにされております。利用しやすい環境整備のためにも、この条文の見直しを図り、一律に6年生まで利用可能とするような考えはないか。また、西小野田地区につきましては、現在放課後児童クラブにつきましては長期休業、夏期休業とかですが、東小野田地区に移動して行われているという現状にございます。通常どおり、西小野田地区も長期休業中も西小野田地区で実施できないものかということについてお伺いをいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長の早坂です。まだ緊張していますが、よろしくお願いします。

それでは、本年度から実施しております若鮎給付型奨学金について、応募状況とそれから選考状況等についてお答えをいたします。

若鮎給付型奨学金につきましては、篤志家である海老沢さんのご厚意によりまして町に寄附されました資金を基に、地域社会に貢献する人材を育成するため、特に学業の分野で優秀な本町出身の学生を対象とした、返済を必要としない給付型の奨学金であります。今年度初めての募集を行い、選考を行いました。募集期間が4月14日から5月20日まで行いまして、21名の出願がありました。21名につきましては、大学院生2名、大学生12名、高専2名、高校生5名、以上の21名であります。選考は第1次選考を行いまして、通過者に第2次選考を行い、最終的な決定をしております。

第1次選考につきましては、小論文について行いまして、5名の選考委員による選考委員会を6月25日に行っております。選考委員につきましては、副町長、教育長、町内の3中学校の校長の5名であります。選考会では、小論文を小論文個別評定表を利用しまして審査したほか、学歴、自己PR、成績証明書により審査を行いまして、合計得点により8名に絞り込み、1次選考通過者としております。1次選考通過者につきましては、大学院生1名、大学生6名、高校生1名という結果になっております。第2次選考につきましては、7月12日、作文試験と面接による選考を行いました。作文試験のテーマにつきましては、「私が感動したこと」というテーマで、面接につきましては研究や将来に対する意気込みなど、若鮎奨学生にふさわしい人物であるかという点について審査を行い、最終審査では小論文を含め作文、面接の採点表の総合得点、自己PR表、成績証明書を参考に審査を行いました。選考委員会の結果につきまして、最終的に大学院生1名、大学生2名の3名となりました。

なお、選考委員の皆さんから次のような意見が出されました。「2次選考に残った8名については、どなたもすばらしい優秀な学生であり、加美町に優秀な学生がいるということに感動した。特に、1位の方は若鮎奨学生にふさわしい。2位の方も優秀ですばらしい。3位の方も学業に対する意気込みがすばらしい。高校生についても、大学生に劣らず優秀である。大学に行ってからが楽しみである」などの意見が出されました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、放課後児童クラブについてのご質問にお答えさせていただきます。

一律6年生まで利用可能とする考えはないかということでございました。また、西小野田地区の放課後児童クラブについては、長期休業中も通常どおり西小野田で実施できないかということでもございました。

まず、現在であります、核家族化が進んでおりますし、両親共稼ぎの家庭も多くなっておりますので、放課後児童クラブの利用者数も増加傾向にあります。小学校高学年になってもその状況は変わらないことから、就労等により家庭等で適切な保護が受けられないと認められる場合には、ただし書き規定を適用し、現在でも6年生までの受け入れを実施しているところがあります。一律6年生までの利用可能ということに関しましては、来年の4月施行の子ども・子育て支援新制度におきまして、放課後児童クラブについては設備及び運営について国が定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることができるとされております。国が定める基準では、その対象児童として小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者と規定しております。町が条例で定める基準についても、国の基準を準用して規定する方向で検討を進めておりまして、12月定例会に上程したいと考えております。

また、西小野田の長期休業中の利用についてであります。現在、小野田地区は小野田体育館で東と西の放課後児童クラブを合同で実施しております。これは、始まりのころ、利用児童数が少ないことや長期休業中は1日となるため、職員の職務体制の観点などから合同としたというものであります。ことしの夏休み中の西小野田地区からの利用状況を見ますと、登録者は44人ですが、利用された方はお二人ということです。平日の利用は増加傾向にありまして、44人中今年度は平均で30人を超える状況なのですが、この長期休業中に関しましては、家庭等で見る人がいるのか、あるいは送り迎えに問題があるのか、理由がはっきりしておりません。今後、保護者のアンケート調査などを行いまして、実態を把握した上で検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 教育長から答弁いただきましたけれども、私も早坂でありますし、教育長さん就任間近で、まだ蜜月期間でもありますので、なのであれば同じ選考委員長の副町長さんからでも結構なのでございますが、以前質問させていただいたときに、副町長さんから、アインシュタインとかエジソンの話まで出されまして、そこまで見抜く力はないんだけれどもというふうなお話もいただきましたが、多分アインシュタインとかエジソンのような学生が今回応募してきたのであれば、その学生自体を見れば多分若鮎奨学金の対象にはならなかったのではないかなと、そこまで見抜く力も必要とはされないのだと思うんですが、先ほどの応募状

況から今回の対象者の内訳を聞いてみますと、大学生とかましてや院生まで入っているというふうなことでございますので、優秀な副町長さん、教育長さんでありますので、心配無用と言われると何も言えないのでありますが、今回既に決まっておるわけですが、やはり院生となりますと、さらなる研究分野で5人の選考委員ではなかなか判断に苦慮するものもあるのではないかなというふうに思っ、別の会議で発言をさせていただいたことがありましたが、次年度に向けて、もし今年度そういうふうな専門性を必要とする判断は必要なかったというのであれば結構なのですが、やはり大学生、大学院生で海老沢先生の趣旨に沿って、これからの研究分野の内容が専門性を問われるものであれば、やはりその道の大学の教授であるとか方々のお力をお借りすることも必要であろうかなというふうに思います。そして、そのことが平等で正しい選考になるのだろうというふうに考えますが、次年度以降についてそのような考え方がないのか、あるいは今年度選考に当たってその辺ご苦労された点がなかったのかについてお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

早坂新教育長さんは、この時点ではまだ選任されておられませんので、私のほうからお話をさせていただきたいというふうに思います。

1次選考が8名、最初のところからすれば21名ですから、原稿用紙10枚、210枚を何度も読みました。出された方に失礼がないように、調べながら何度も読んで8名に選考したわけですが、やはり早坂議員さんおっしゃるように、1名についてはちょっと私の力ではわからないものがありました。それは化学をやっている方で、化学式をずっと書いてこられました。それで、ちょっと文章として日本語で書いてあるところはわかります、こうだからこうなっているというふうになっているのはわかりますけれども、化学反応式とかそういうところについては、それが正しいのかどうかわかりませんでしたので、その方は新薬の開発ということで研究をされているという人でしたので、薬科大学の教授にご協力をいただいて読んでいただきました。次年度は、早坂教育長さんは理系の先生ですから、必要ないかなというふうに思いますけれども、たまたま今回は文系の先生、中学校の先生方でしたので、皆さんなかなかその化学のところについては苦労したというお話はいただきました。ですから、来年度どういう論文が出てくるかによって、そういう必要な先生をお願いするということも考えていかなければならないというふうに思います。ただ、今回8名、そして3名に選ばれた方に関しては、自信を持って奨学金に該当する学生だというふうに思いました。このことについては、

たまたま海老沢先生が宮崎ゆ〜らんどにお泊まりに来られていたことがありまして、偶然お会いする機会があつて、選考過程、受賞された方についてもお話をし、大変喜んでいただきました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 大学生なり受賞になった場合に、その研究内容が継続というふうに判断された場合に、大学院とか進学した場合に自動的に継続になるのかどうかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 教育総務課長、お答えいたします。

ただいまの質問は、大学生の場合、今回選ばれて、それで大学院生になった場合の奨学金の対象になるかという意見でございますけれども、大学生は大学生、それから大学院生は大学院生ということで、大学生が今回採用されまして、大学院生になった場合はもう一度選考に応募していただくということになります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 先ほど教育長の答弁の中に、質問の内容までちょっとご披露いただいたところがあったわけですが、名前に若鮎というふうにありますように、以前の会議でも、やはり給付はしたけれども、加美町に将来貢献されないのでは何もないというふうな話もあった、心配される向きもあったわけですが、その辺を質問の中で確認されたのかどうかお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

5人の委員がそれぞれの立場で、それぞれの視点で面接をいたしました。必ずその中で、地域に対してどのような考えを持っているかということはお聞きしました。ただ、先ほど申し上げましたように、例えば新薬の開発というのは加美町の人だけに効くわけではないので、それはもちろん世界中の人にとって役に立つという意味で、それも地域も含まれているということでございます。ただ、皆さんこの地域で育って今があるということを非常に強くお話をされていて、地域に対して特別な思いと、そしてふるさとへの貢献ということを皆さん熱く語っておられました。

それから、この奨学生の決定で、その該当した方に連絡をして、その方がその奨学金を受けるとのことでの手続が8月の半ば過ぎまで期間を置いておきましたので、9月の広報紙でお知らせできませんでしたが、10月号でこのことについてはお知らせをしたいというふうに思っ

ております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） その決定したときに、交付式といいますか、そういうふうな式典というか何かセレモニーがなされたのかどうかお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

面接のときも、8人が時間どおり来られるという状況ではないくらいに、それぞれの学生が研究や授業等があるということで、非常に難しい状況でした。その中で、3人が今回奨学生の対象になったということで、3人が同じ時間に来て式典のようなものができるかどうかということとはなかなか難しいところですが、連絡をして、せっかく第1回目ですし、そのほかの方々への励みにもなりますので、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 一つの考えなんですけれども、私は海老沢先生が直接お会いしたこともなくて、どのような方なのかわかりませんが、貸与形でなくて給付型というふうなこともありますし、案内して辞退されれば別ですけれども、やはり海老沢先生にもご案内をして、機会があればみずから思いを語っていただいてというふうなことも大事であろうかなというふうに思っております。これに関しては答弁要りません。

この件につきまして、ちょっと最後になりますが、先ほどの給付対象者を試算した場合に、奨学金というのは幾らになるかお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 教育総務課長、お答えいたします。

それぞれ3人おまして、3人の合計金額が360万円ということの金額になります。

○議長（下山孝雄君） 副町長よろしいですか。副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

早坂議員さんが、このことについては答弁は要りませんという以前に手を挙げてしまったものですから、先ほどのことについてお話しいたしますと、海老沢先生に対してもそのようなお話をいたしました。海老沢先生は、早坂議員さんのようにとても謙虚な方ございまして、一緒に食事をする機会ぐらい、時間が合えばねというところで町に委ねたので、町の選考を尊重いたしますということでした。お話をする機会があればお話はしたいということございしました。

それから、先ほどの教育総務課長のは、1人1カ月5万円ということでの試算でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 私も謙虚にはいきたいつもりなんですけれども、その360万円というのは大学なら大学、院生であれば院生の期間というふうなことで総額360万円ということではよろしいのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 教育総務課長、お答えいたします。

まず、大学院生については、その方が2学年ということになりまして、2学年終了まで1年ということになりますので、この方については60万円。それから、大学2年生の方については2年生含みまして3年間ありますので180万円、そして、あと大学3年生の方がおりますので、3年生と4年生合わせまして2年間で120万円、それを合計しますと360万円という金額になるものでございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 残り時間わずかとなりましたので、放課後児童クラブにつきまして最後にお話をさせていただきます。

やはり、通常西小野田と東小野田で学校違いますので、それがやはり地元の方々に聞きますと、長期休業中に全く見ず知らずの生徒さん、児童さんと一緒に同じプールなどに入るのはやっぱり抵抗があるんだというふうなことで、家族で面倒見られないときには親戚にお願いをするとか、そういうふうなことで利用者が少ないのかなというふうにも思っております。ただ、この件につきましては、町長のほうからアンケートとかというふうな前向きな話がありましたので、9月10日の全協のときに、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例については、12月定例会に上程予定というふうな説明がございましたので、その辺もあわせてご検討をお願いしたいというふうに思います。

残り数秒になりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。簡潔にお願いします。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長です。お答えをいたします。

先ほど町長からも説明しましたけれども、放課後児童クラブに関する運営及び基準につきまして、国の子ども・子育て新制度の中で、町で基準を定めるというふうなことでなっております。来年度施行でございますので、12月にということをお願いをしたいと思っております。基本的には、国でいろいろ基準が定められておりますので、町に照らし合わせてというふうな考

え方で検討したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○2番（早坂伊佐雄君）では終わらせていただきます。

○議長（下山孝雄君）以上をもちまして2番早坂伊佐雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、あすは午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時23分 散会

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月16日

加美町議会議長 下山 孝 雄

署 名 議 員 三 浦 又 英

署 名 議 員 佐 藤 善 一